

北区基本計画2020（案）に関するパブリックコメント実施結果

意見募集期間：令和元年12月20日（金）～令和2年1月27日（月）

意見提出者：27名（内訳）郵送2名、ファックス8名、持参3名、北区ホームページ14名

意見総数：183件 ※類似の意見はまとめさせていただきました。

周知方法：北区ニュース（12月20日特集号）、北区公式ホームページ、企画課、区政資料室、地域振興室、図書館、地域説明会（滝野川地域、赤羽地域、王子地域）

提出された意見の概要とそれに対する区の考え方は以下のとおりです。

計画の基本的な考え方について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
1	2 北区の現状と課題 （1）北区を取り巻く様々な課題について これでは忌まわしき安倍政権の主張の部分とこの北区基本計画2020（案）の記述が合体したようになっており、単なる安倍政権への賛美とってしまう。何が「経済が長期にわたり回復してる」のですか。事態は衰退に向かっているとしか言えない状態です。	1	日本経済の現状と課題について政府の考え方を記載しております。
2	Park-PFI（民間資金を活用した新たな整備管理手法）については詳しいこと迄はわかりませんが、いかにも新自由主義的な名称なので信用できません。	1	Park-PFIは、都市公園に民間の優良な投資を誘導することで、公園管理のための財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図るための整備・管理手法です。
3	地域人の愛着を持てる様暮らしやすい街にして下さい。	1	区民一人ひとりがゆとりと豊かさ、そして、地域への愛着を持つことができる「北区に暮らせば幸せになれる」魅力あふれる北区づくりをめざして、区は「区民と
4	幅広い世代と互いに支え合える様新しい事業を増	1	

	やして下さい。		ともに」を基本姿勢に、区民・事業者等と協働して区政を推進してまいります。
5	子育て、監視社会にするのではなく良い意味でおせっかい事業を増やして下さい。	1	子どもを狙った犯罪や児童虐待事件等が後を絶たない中で、引き続き安全・安心な子どもの居場所づくりや、見守り活動、産前産後のサポートなどに取り組み、「地域」と「行政」が協働したまちぐるみの子育て環境づくりを進めてまいります。
6	年をとっても施設へ入れず自宅で近くて一緒に生活できる様、又、自立した生活のサポートを地域でもらえる様強化してほしい。	1	区では「長生きするなら北区が一番」を実現するため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活支援が包括的に提供される体制である「地域包括ケアシステムの構築」を地域の特性に応じて進めております。 高齢者やその家族を様々な面から総合的に支える拠点である高齢者あんしんセンターを中心に、町会・自治会、民生委員・児童委員、医療機関や介護事業者等あらゆる社会資源を結びつけ、連携と協力を一層深めることで、地域全体で問題意識を共有し、高齢者を支える体制を構築してまいります。
7	SDGsの視点が欠落している。	1	「基本計画 2020（案）」では、25 の政策とSDGs の 17 の目標を整理して示しており、SDGs の視点を踏まえた計画としております。また計画事業において「地方創生に向けたSDGs 推進事業」を位置付けており、SDGs の目標達成に資する事業を推進してまいります。

1-1 「健康づくりの推進」について

No	意見（要旨）	件数	区の方考え方
8	<p>高齢者福祉の中身のある施策が必要。平均年齢ではなく健康年齢の引上げ。</p> <p>介護について、要支援1、2は打切り、区へ移行→実質的には、デイサービス等必要があっても受けられない。今迄通りの対応が必要。</p>	1	<p>「長生きするなら北区が一番」を実現するため、「北区地域包括ケア推進計画」に基づき、高齢者福祉に関する様々な施策を行っております。</p> <p>「基本計画 2020（案）」では、健康づくり施策の達成を図る指標を65歳健康寿命とし、延伸目標を設定しております。若い世代から高齢者まで、生涯にわたって健康的な生活習慣を身につけて、健康寿命を延ばすことができるよう、健康づくりに関する情報の普及啓発や生活習慣病予防事業、運動や栄養など日常生活の中で「気軽にできる健康づくり」の推進に取り組んでまいります。</p> <p>要支援1、2の方の介護保険サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業となりましたが、本人や家族と話しあい、利用するサービスを決定し、必要なサービスをご利用いただいております。</p>
9	<p>「子育てするなら北区が一番」を達成するためには、子供を受動喫煙の害から守ることが不可欠であるが、現時点で北区の受動喫煙防止策は著しく不十分である。</p> <p>たとえば、①公園の完全禁煙化が実現されていないため、公園内に喫煙者がたむろしている、②北区路上喫煙防止条例の内容や実効性が不十分であり、学校や保育園の周囲にすら喫煙者がいる、③北区の指定喫煙所が歩行者の多い歩道の側に設置されている一等の課題がある。これらの課題を解決しない限</p>	1	<p>区が管理する公園及び駅付近の指定喫煙場所については、受動喫煙が生じない環境改善に順次対応するとともに、路上喫煙については引き続き「東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例」の普及啓発に努めてまいります。今後も関係法令や区として定める方針に基づき、「基本計画 2020（案）」に位置付ける「たばこ対策総合支援事業」を推進してまいります。</p>

	り、「子育てするなら北区が一番」を達成することは不可能であるため、具体的な取り組みを早急に行うことを「北区基本計画 2020」に盛り込むべきである。		
10	<p>【003】「たばこ対策総合支援事業」で、区有施設の喫煙場所の削減（段階的な廃止）は是非進めていただきたい。</p> <p>指定喫煙場所は、換気をついた部屋として外と隔離し、煙が外部に漏れないように整備願いたい。民間施設、特に飲食店については、禁煙／喫煙可などの表示を入口に明示し、入室前から喫煙環境がわかるように啓発・指導をお願いしたい。</p>	1	区有施設の喫煙場所の削減については段階的に廃止するとともに、指定喫煙場所については、受動喫煙が生じない環境改善を順次検討してまいります。飲食店等の喫煙環境標識シールの表示については、関係法令の遵守に努めてまいります。

1-3 「高齢者・障害者の自立支援」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
11	<p>補聴器購入補助金について</p> <p>購入に際し業者は高額な商品をすすめますが、価格の割に良くなかった経験もあり、難聴に苦しんでおります。助成制度をお願い致します。</p>	1	<p>区では、身体障害者手帳（聴覚障害）をお持ちの方や難聴児に対して、補聴器の購入費用の助成を行っております。</p> <p>身体障害者手帳を所持していない加齢性難聴者に対する購入費助成制度については、他自治体の取組み状況の把握に努め、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
12	<p>高齢者いきいきサポーター制度について</p> <p>①年ごとに切替手続が必要→パートの人等、休むのが大変。</p> <p>②手帳は1回につき100円のスタンプときく。年間5,000円で打切、それ以上は次年まわしという。</p>	1	<p>高齢者いきいきサポーター制度は、高齢者がボランティア活動を通じて社会参加や地域に貢献する喜びを味わいながら、自分自身の健康維持及び介護予防につなげ、元気に暮らすことのできる地域社会をつくることを目的に推進しております。</p> <p>さらにボランティア活動参加へのきっかけとなるよう</p>

	③サポーターの人は徒歩で頑張った人もいる。		に取り組んでまいります。
13	<p>特養の増設、待機者が多すぎる、入所経費も高い。政府の方針としては家庭での介護だが核家族になっている。</p> <p>現在、介護度の高い人は訪問介護では家族にムリがいく。老々介護の場合は2人共発症してしまうケースもある。</p>	1	<p>特別養護老人ホームについては、現在、区内に1,172床が整備されています。今回の計画において、入所待機者の減少を図るため、高齢者人口や要介護・要支援認定者数の増加等を考慮し、300床の整備により1,472床の確保を目標としております。</p> <p>特別養護老人ホームの増設の際は、比較的費用負担の少ない多床室の整備についても検討してまいります。</p> <p>核家族世帯が増えていることに伴い、高齢者を支える家族など介護者の負担が深刻化していることは認識しております。そのため、介護者を孤立させることなく地域全体で支えていくことができるように、高齢者やその家族を様々な面から総合的に支える拠点である高齢者あんしんセンターを中心に、町会・自治会、民生委員・児童委員、医療機関や介護事業者等あらゆる社会資源を結びつけ、連携と協力を一層深めることで、地域全体で問題意識を共有し、高齢者を支える体制を構築してまいります。</p>
14	<p>グループホームがつくられ、利用者も増えていますが、一人ひとり高齢者になってきており、グループホームでの生活が難しくなっている人が、遠い地方の施設への入所をすすめられています。利用者以上に高齢の親御さんは何かあっても会いに行くこともできなくなっています。区内に入所施設を1つでも2つでもつくってほしいです。</p>	1	<p>障害者や介助者の高齢化が進む中で、住み慣れた地域で障害者の生活の場を確保するために、医療的ケアを要するなどより重度の障害者を支援できるグループホームを計画的に整備・誘導します。また、区では、国の基本方針に基づき、施設入所者の地域生活への移行を進めることを目標としており、入所施設については、国の基本方針や区民ニーズ等に留意しながら、引き続き調査検討を行ってまいります。</p>

1-4 「子ども・家庭への支援」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
15	どんな人にも安全な出産を入院助産をもっと周知し、利用しやすくしてほしい。妊娠はお金がないとはずかしいものだと思わせる様なことはしてほしくない。人に優しい北区であってほしい。	1	入院助産制度については、北区ホームページに掲載しているほか、「北区くらしのガイド」や「北区子育てガイドブック」等にも掲載しており、相談も随時受け付けております。 今後も十分な周知に努めてまいります。
16	一人で妊娠、出産する人は少なくないので、産前産後立会人なるものを作ってほしい。	1	健康支援センターでは、妊娠届を提出した妊婦を対象に「はぴママたまご面接」を実施し、早期に妊婦の状況を把握するとともに、関係機関と連携しながら産後まで継続した支援を行っております。 引き続き、安心して妊娠、出産ができるよう、妊産婦の支援に努めてまいります。
17	妊娠出産は行政だけでなく地域でふみ込んだ支援と気軽に相談できる受け皿が必要。 民生委員さんもよいが地域の子育てママの力も使ってほしい。役に立ちたいと思うママは意外という。 民生委員さんに近い位置づけでファミサポとは別で登録制で地域ママ、パパが子育て等に悩んでいる他のお宅のママ、パパ等と関われる様な事業をしてほしい。（アズママに近いものです。）近くに同じ子育てしている人に相談できると考えると、虐待や孤立した子育て減ると思う。	1	子ども家庭支援センターが実施するあそびのひろば事業では、親子でゆっくり遊び、お食事や授乳をするとともに、子育てに困ったとき、不安や悩みがあるとき、誰かと話したいときなど、一日を過ごせる居場所づくりを行っております。 また、子どもセンター（児童館）では、乳幼児親子の交流や仲間づくりをするため、親子で楽しみながら、体操、工作、リズム遊びなどを行う乳幼児クラブ活動を実施しております。 今後とも、施設の相談機能に加え、親同士が気軽に相談できる環境づくりに取り組んでまいります。
18	北区社会福祉協議会を事務局に区民主体の「北区子ども・若者応援ネットワーク」が立ち上がりました。子どもが自ら育つことができる社会を作りま	1	「基本計画 2020（案）」は、区の権限に属する単独事業及び区が関係する国・東京都、その他の公共団体等との共同事業について計画化したものです。

	す。基本計画にも記載をお願い致します。		ご意見の「北区子ども・若者応援ネットワーク」は北区社会福祉協議会の事業であるため「基本計画 2020（案）」の対象ではありませんが、区が相互に協力し、地域社会が一体となって推進する重要な取組みであると認識しております。
19	保育所（産休明けから）の整備、新設。子ども達の心身の発達を含め庭のある保育所とする。	1	<p>保育所の整備・新設については、待機児童が発生している地域、または発生が見込まれる地域に認可保育所の誘致を中心に努めてまいります。産休明けからの預かりについては、ニーズの把握に努め、必要に応じた取組みを進めてまいります。</p> <p>また、整備・新設に際しては、園庭のある保育所とすることが望ましいですが、まとまった土地を確保することが困難な場合もあるため、状況に応じてより良い方策を検討してまいります。なお、東京都の認可保育所の設置基準では、園庭を公園等で代替することも認められております。</p>
20	<p>保活問題</p> <p>1 2月半ば審査で、2 月半ば発表なので 2 か月も不安。決まるまで親たちは生活不安抱えている。高松市は A I 導入していて、数秒で割振りをしている。</p>	1	<p>保育所等の利用調整における A I 活用については、現在検討しているところですが、現行の A I では、入園希望数に制限があったり、細かいきょうだい条件に対応しきれない等の課題があります。また、A I に投入するデータ加工にも時間がかかることが想定されております。今後も調査研究を進め、A I の活用等も含め申請からなるべく早い期間での発表ができるよう検討してまいります。</p>
21	<p>移動がむずかしくひきこもり、人と話しがしたい、悲しいさびしい孤独。ミニヘルパーの派遣等、双子や多胎支援をお願いしたい。</p>	1	<p>健康支援センターでは、多胎児の親と妊婦を対象に「ツインズ・イン・北区」を実施し、相談や情報交換を通じた支援を行っております。</p>

			<p>また、子ども家庭支援センターでは、安心ママヘルパー事業として、6か月までのお子さんを育てているご家庭を対象に、ヘルパーによる家事支援・育児支援の補助を行っております。</p> <p>引き続き、多胎児も含め子育てしやすい環境づくりに努めてまいります。</p>
22	北区でも核家族が増えている中、産後に区から赤ちゃんへのプレゼントがもらえたことはとてもうれしかった。引き続き素敵な支援して下さい。	1	<p>出産後「はびママひよこ面接」を子ども家庭支援センター・児童館・子どもセンターで行うことにより、来館へのきっかけ作りをしております。</p> <p>今後とも出産後の育児の不安を軽減し安心して子育てができるよう支援を推進してまいります。</p>
23	教育格差があり、みらいきたやその他学習支援はあるが、経済的に困難な状況であると分かってしまうのでとても使いづらい。好きな塾や家庭教師他呼べるようにしてほしい。	1	<p>区では、子どもの状況に寄り添った学習指導や見守り等を行い、学力の向上、子どもの居場所機能も担いながら、学習支援事業に取り組んでおります。</p> <p>今後も子どもの状況に寄り添い、工夫を重ねながら事業を進めてまいります。</p>
24	<p>子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業について、3年前に子ども食堂の活動を始めました。地域の中に困っている子どもが多数いることに驚くとともに、子どもが育つには、学校や家庭以外の環境が必要だと痛感しています。この事業は子どもの育ちにとっても大きな意味があり、区が補助金事業にして下さったことに心から感謝します。</p> <p>1. 講師の確保 地域に住む元教職員を中心に講師を受けてもらっていますが、不足するため、大学生にも登録してもらっています。アルバイトを調整しながらの参加に心苦しく思います。現役の学生に</p>	1	<p>1. 子どもに対する支援を行っている地域の団体や個人の方々が学習支援教室を主体的に運営する中で、学生ボランティアが参加している教室もあります。区では、委託事業者を通じて学生ボランティアの方への謝礼を交通費相当分としてお渡ししております。</p> <p>2. 小学生の学習支援事業は、子どもの状況に寄り添った学習指導や見守りを行い、学力の向上だけでなく子どもの居場所としての機能を担う場として実施しております。中学生の学習支援事業は、受験に向けた学習習慣の定着や社会性の育成を目的とし、進路選択の幅の拡大や自立した生活習慣の実現を支援しております。移行に不</p>

	<p>は、講師謝礼を払えるような予算措置が必要だと思います。</p> <p>2. 私たちの教室は小学生が対象で、中学生からは子ども未来課の学習支援事業に移行してもらう形になります。しかし、一部の子らは移行を渋ります。新しい環境（講師や場所）が苦手なのです。そういう子どもたちが存在します。生活福祉課の学習支援事業の対象を小学生に限定しないで下さい。</p> <p>3. 情緒が落ち着かない子どもたちの対応は手探り状態です。専門家の助言などが必要です。「教育総合相談センターの教育相談員が学習支援教室を運営するボランティアと特別支援教育コーディネーターのパイプ役として対応を宜しくお願い致します。</p>		<p>安を抱える一部の参加者への対応については、個別の事案に応じて受入れが可能か、委託事業者や運営者と協議してまいります。</p> <p>3. 地域の学習支援教室で情緒が落ち着かない子どもへの対応については、教育総合相談センターの相談員が相談に対応しております。さらに、学習支援教室から相談があった際の具体的な対応方法については、検討を進めております。</p>
25	<p>旧赤羽台東小の跡地について、教育相談所の他に特養ホームの建設を検討して下さい。</p>	1	<p>平成30年12月に策定した「北区学校施設跡地利活用計画（旧赤羽台東小学校）」における基本的方向として、特別養護老人ホームの建設は位置付けておりません。なお、区内における特別養護老人ホームの整備については、「基本計画2020（案）」において、300床の整備により、1,472床の確保を目標としております。</p>
26	<p>P60の子どもに関わる相談拠点整備にあたって、さいたま市子ども総合センターの事例を是非参考にして下さい。具体的には、屋内外に赤ちゃんから中高生までが遊んだり過ごしたりできる場所が設置され、特に屋外にはプレーパーク（冒険遊び場）があり、プレーリーダーのファシリテートにより、来所する様々な親や子どもが自由にのびのびと過ごす居場所となっています。</p>	1	<p>ご提案いただきました、さいたま市子ども家庭総合センターについては、現在策定に向けて準備をしている「児童相談所等複合施設基本構想」の検討委員会メンバー等が数度の視察を実施し、区としても参考となる施設の一つと捉えております。</p> <p>児童相談所等の専門的支援を行う機能にあわせて、来所する親や子どもが自由にのびのびと過ごす居場所となるよう、引き続き、他自治体の事例を参考としながら、</p>

			子ども・教育に関する複合施設の整備を進めてまいります。
27	児童相談所内に保護施設置くのは反対。	1	<p>一時保護所については、児童相談所等との複合化による整備を検討しております。児童相談所と併設することにより、一時保護中の子どもについて、児童福祉司によるきめ細かい面接を行うことができ、子どもの置かれている身体的・心理的状况に応じた援助を行うことができると考えております。</p> <p>一方で、家庭や子どもの状況によっては、区内の一時保護所で保護をすることが適切でないこともあり、東京都や他区の一時保護所に保護を依頼する必要がある場合も想定しております。</p> <p>引き続き、東京都及び他区と連携協力を図り、子どもの最善の利益を守る施設整備となるよう検討してまいります。</p>
28	社会的養護を必要とする子どもへの支援 どんな家庭環境下にあっても子どもは子どもらしく育つ社会でないといけません。社会的養護を必要とする子どもの支援をしっかりとお願いします。特に急いで頂きたいのは施設退所後の支援のしくみです。	1	<p>区としても社会的養護を必要とする子どもたちへの支援は、重要な施策の一つと捉えております。令和2年度から、区内児童養護施設を卒園する者のうち、大学等への進学者を対象に、住居費用（家賃）の一部を助成する事業を開始する予定です。</p> <p>子どもたちが適切な養育環境で育ち、社会へ巣立つ際に自立した社会人として生活できるよう、社会的養護を必要とする子どもたちへの支援を推進してまいります。</p>
29	魅力ある遊び環境づくりの環境整備に期待しています。 子どもセンターについて、北区では子どもが増えています。児童館を乳幼児親子のための子どもセン	1	<p>区では、小学生の放課後等における安全・安心な居場所を提供するため、放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）を計画的に推進し、改築中の王子第一小学校を除く全小学校に導入いたしました。また、小学生の新</p>

	<p>ターへ移行し施設数を減らす計画を遅めにして下さい。児童館を減らすことは、乳幼児親子の居場所を窮屈にし、わくわく☆ひろばになじまない小学生の居場所を奪うことに繋がります。</p>		<p>たな居場所が確保されるなどの周辺環境が整った児童館から、子どもセンター・ティーンズセンターへの移行を順次進めております。</p> <p>施設の配置にあたっては、「子どもセンター及びティーンズセンター配置方針」における年少人口の動向などの留意すべき点を踏まえ進めてまいります。</p> <p>なお、子どもセンター（児童館）では、様々な理由から放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）に参加していない児童の受入れを行っております。</p>
30	<p>放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）では、安全安心にとらわれるあまり、子どもの自発的な活動を制約することが多く、遊び場としての魅力も減っています。子どもが来たいと思う居場所にするためには、現場のスタッフの質向上が鍵になります。現場スタッフが子どもの遊びを理解し、見守ることを実践できるような育成、研修制度を充実させて下さい。</p>	1	<p>放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）では、小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う場を提供しております。</p> <p>子どもたちの社会性や創造性を育む多彩な活動を展開し、より一層魅力ある居場所を提供できるように、スタッフ等の人材育成・資質向上を図る研修の充実に引き続き努めてまいります。</p>

1-5 「福祉のまちづくり」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
31	<p>バリアフリーは正常に歩ける人には問題ないが、機能低下した人はカート押しながらちょっとした道路と歩道の段差は上がれない。</p>	1	<p>歩道の一般的構造に関する基準（国土交通省）では、視覚障害者の安全な通行を考慮して2cmを標準とされています。</p> <p>誰もが利用しやすい生活環境づくりのため、引き続き、バリアフリー基本構想の実現化とスパイラルアップに努めてまいります。</p>
32	<p>【025】「障害者の差別解消と理解促進」として、</p>	1	<p>ご意見について、参考にさせていただきます。思いや</p>

<p>「こころのバリアフリー」「情報バリアフリー」を新規事業化したことは大きな前進と評価したい。いずれも、バリアフリー協議会や区民部会の大きな検討課題であるが、まだ議論不十分な感が否めない。普及啓発や区民参画の手法については先進事例を十分検討し、北区でも取り組んで頂きたい。</p>	<p>りのある福祉のまちづくりの実現に向けて、こころのバリアフリー及び情報バリアフリーの推進に努め、普及啓発や区民参画の手法についても検討してまいります。</p>
---	---

2-1 「地域産業の活性化」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
33	<p>基本方針（4）勤労者の働きやすい環境づくり（P74）の「働く場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラ等の防止」にSOG1ハラを追記、または、パワハラ（SOG1ハラを含む）と明記すること。</p>	1	<p>「SOG1ハラ」については、働く場における様々なハラスメントとして「等」に含むと認識しており、趣旨は踏まえていると考えております。</p>
34	<p>各地のにぎわいづくり、個店、商店街支援で成功とされているものも、補助金等の終了とともに色あせてしまっていて、持続可能性に欠ける。</p>	1	<p>商店街は区民の買い物の場としての役割ばかりでなく、地域のコミュニティ、まちのにぎわいなど区民生活を支える多くの役割を担っています。</p> <p>「基本計画 2020（案）」では、個店の売上増加や顧客開拓などにつながる実践的な講座や、個店同士が連携して取り組む商品開発・サービスの提供への支援などの個店の魅力づくりに向けた取組みを推進することで、商店街を構成する意欲ある個店の魅力を高め、経営基盤の安定化や商店街の新たな魅力づくりにつなげてまいります。</p>
35	<p>ものづくりについて、うもれた発明は沢山あるので、専門すぎるものではなく一般の人が出したアイデアを形にできる支援を。</p>	1	<p>「基本計画 2020（案）」では、モノづくりの振興について、区内事業者の先端技術の活用や新たな事業展開に向けた取組みなどを支援することで、製品の高付加価</p>

			<p>値化や技術の開発を促進するとしております。また、創業の促進について、創業者の成長段階に応じた支援を行うとともに、創業へのチャレンジ環境の整備に取り組むとしております。</p> <p>区としては、これらの施策を通じて、アイデアや意欲のある人の挑戦に向けた支援に取り組んでまいります。</p>
36	<p>少子化の問題</p> <p>大前提として低賃金で結婚ができず、諦める人もいます。共働きが出来る条件が不備。“女はパートで良い”はダメ、低賃金・不安定・出産・育児・休業保証（賃金を含み）その他。</p>	1	<p>女性と男性が対等なパートナーとして働くことができる職場の環境づくりを推進するとともに、家事や育児など幅広い分野で男女が協力しあうことができる社会をめざして施策を実施してまいります。</p>
37	<p>【029】「北区観光の魅力向上プロジェクト」は、渋沢栄一翁を中心に進められるようだが、これまでの基本計画や中期計画で重点的に取り組んできた「鉄道のまち事業」を北区観光の柱から外してしまうような印象を受ける。観光ルートの開発や区外への観光発信の際、北区の鉄道利便性の高さは有力な「都市の装置」であるため、今後も観光の柱として事業を続けて頂きたい。鉄道観光や駅を拠点とした観光については、既に全国各地に先進事例があり、全国の鉄道事業者・NPOや市民団体と自治体の交流や情報交換が進んでいる。北区はむしろ後発であるという基本認識に立ち、まずは先進地の視察や交流を進め、鉄道観光のノウハウを学んでいく必要がある。</p>	1	<p>「鉄道」は、回遊観光促進や観光情報発信の観点からも、北区の重要な観光資源であると認識しております。北区では鉄道スポットを紹介するマップの発行や観光写真コンテストの実施、鉄道事業者等との連携によるスタンプラリーなどのイベントに取り組んでおります。</p> <p>今後も「鉄道」をテーマとした取組みを推進するとともに、関係機関と連携を図りながら北区の魅力発信に努めてまいります。</p>

2-2 「コミュニティ活動の活性化」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
38	自治会は、桐ヶ丘は活性化されていない。若い人が役員になれないと新しい風が吹かない。	1	<p>町会・自治会の共通の課題として、会員の高齢化や担い手不足などがあげられます。区としては、町会・自治会活動に興味をもっていただけるよう、担い手育成講座などを実施しており、今後は、地域活動に一步踏み出すきっかけとなる地域デビュー講座の開催を予定しております。</p> <p>若い方に町会・自治会活動に興味を持っていただけるよう、多様な手段を活用しながら、引き続き加入促進に取り組んでまいります。</p> <p>また、地域円卓会議を通して地域の方々に課題を共有していただくことも重要であると考えております。</p>
39	桐ヶ丘を新しく楽しい雰囲気にして、住みたい町内会にしてほしい。	1	<p>町会・自治会は、地域に住む皆様によって自主的に組織された団体であり、防災・防犯や環境美化、地域の親睦を図るための各種イベントを開催しています。</p> <p>区としては、引き続き、人と人とのつながりを深めるために地域円卓会議の開催などを通じて、地域のきずなづくりを推進してまいります。</p>
40	ふれあい館は老人のみでなく、子どもにも開放してほしい。	1	<p>ふれあい館は、平成8年に「区民館」と「福祉館」の統合により創設した経緯から、高齢者福祉コーナーを備えた施設となっております。</p> <p>今後については、多様な世代の活動、交流の拠点としてより地域に開かれた施設となるよう、引き続き検討してまいります。</p>
41	区の対策としてボランティアを増加させる方針が出され実行されているがその中で次の事を一考す	1	<p>いつまでも元気で住み慣れた地域で暮らしていくために、地域で活躍する担い手を増やし、役割を持って支え</p>

	<p>る。</p> <p>(1) 質の向上、(2) 活動に当っての費用の負担 (講師代・コピー代・打合せの部屋代・交通費・実費支給等)</p>		<p>あい、誰もが自分らしく活躍できる地域のきずなづくりを進めております。活躍の形は様々で、ボランティア活動もその一つと考えております。</p> <p>また、北区NPO・ボランティアぷらざ等で相談を受けるなどの支援を行っています。</p>
42	<p>町会・自治会の会員は、住民個人ではなく、世帯主となっているため、加入率が仮に100%となってもそれ以外の住民個人の意見、意向は、無視されつつづけている。</p>	1	<p>町会・自治会の加入は世帯単位となっており、ご意見をいただく場として総会などがあります。</p> <p>また、区として、窓口や北区ホームページ、区長へのはがきなどで随時お問い合わせ・ご意見を受け付けております。</p>
43	<p>7ページに地域のきずなづくりは北区の「最重要課題」であるとの記載があり、先日の基本計画説明会でも同様の説明があったが、対応する【033】「地域のきずなづくり推進プロジェクト」の事業費が10年で3,000万円、年間300万円ではあまりに少額ではないか。下記「北区NPO・ボランティアぷらざの機能充実」に関する意見だけでも、実現しようとする費用がかかるため、事業費配分の再検討を求めたい。</p> <p>現在、協働地域づくり推進事業に係る支援や事務は地域振興課が行っているが、本来は、NPO・市民団体の支援はNPO・ボランティアぷらざの役割であると考えます。協働事業の支援事務は地域振興課から移行し、地域振興課は町会・自治会等の地縁団体を主体とした支援に回るなど、役割分担が必要である。</p>	1	<p>「きずなづくり推進プロジェクト」は、主に町会・自治会の加入促進や活性化、担い手不足解消のための事業などを実施しております。「きずなづくり推進プロジェクト」が始まり6年が経過し、各地域振興室が事務局となり、地域円卓会議の開催など事業が円滑に行われておりますので、引き続き必要な支援をしてまいります。</p> <p>北区NPO・ボランティアぷらざは、市民活動推進のために研修事業やネットワーク推進事業、相談事業等を行っています。協働地域づくり推進事業についても、協働の担い手づくり研修を委託しており協力して事業を推進しております。今後も双方の役割を確認しながら取り組んでまいります。</p>
44	<p>災害が大規模化した場合には、災害ボランティア</p>	1	<p>災害時には区民に加え、他地域の方との助けあいは重</p>

	センターを立ち上げてよそ者と地域ニーズをマッチングすることになるが、よそ者の支援が地域住民を元気づけ、地域のきずなを一層深めていることが多い。NPO・ボランティアぶらさの機能強化の一環として、災害時に限らず、平時からよそ者の力を借りることも視野に入れた取り組みを進めて頂きたい。		要です。共に助けあうしくみの一助となるべく、北区NPO・ボランティアぶらさは、平常時から区民に限らず、区外の方も対象として、ボランティア活動相談や、初めてのボランティア希望の方に対する研修を積極的に行っております。これからも、幅広い地域からのボランティアの体験・促進事業に努めてまいります。
45	「地域のきずな」地域円卓会議は、その参加者（団体）の選び方が恣意的、秘密裏に行われ、参加できない団体、住民は「地域のきずな」から排除されている。	1	地域円卓会議の参加者（団体）については、地域で活動する団体を中心に、地域の実情にあわせて決定しております。 区としては、地域のきずなづくり月間をはじめ、様々な取り組みを通じて、地域のきずなづくりを引き続き推進してまいります。
46	地域のきずなづくり地域円卓会議の会議録はもっと詳細なものを作成すると共に、ネットが使えない人にも容易に入手できる様、地域振興室等にも置くべきだ。	1	地域円卓会議の会議録については、現在実施しております北区ホームページでの公開だけでなく、今後地域振興室でも閲覧できるようにしてまいります。 また、会議録の内容については、検討させていただきます。
47	【035】「区民センターの整備（桐ヶ丘地区）」について 都営住宅が多く、一人暮らしの高齢者が多い地区なので、高齢者が常に必要としている機能を含んだセンターの計画をすすめてほしい。そのためには区民センター内に、（1）食事処の場の設定（桐ヶ丘中央商店街にある長屋のような）（2）いつでもだれでもふらりと立ち寄れる常設のサロンの設置を（あかしやのような）（3）共同浴場（休憩所つ	3	【035】「区民センターの整備（桐ヶ丘地区）」は、地域コミュニティ活動の拠点施設として「基本計画 2020（案）」に位置付けております。 導入する機能については、既存の区民センター機能を考慮しつつ、「北区公共施設再配置方針」等を踏まえ、地域振興室やふれあい館、図書館などを含め、周辺の公共施設等の状況をみながら検討してまいります。

	<p>き)を。(4)地域のさまざまな仕事を担っていける福祉作業所のスペースをセンター内に。(5)店の少ない地域なので出張「市場」ができるような広場をセンター内に。</p> <p>以上を含むような区民センターの計画を進めてほしいです。</p>		
--	--	--	--

2-3 「個性豊かな地域文化の創造」について

No	意見(要旨)	件数	区の考え方
48	<p>まちに旧町名などの説明を掲示</p> <p>自分の住むまちを愛し誇りを持つためには、まちを良く知ることが大切。その前に、まずはまちに関心を持つ必要がある。その方法のひとつとして、まちに旧町名の説明版を設置する。住居表示街区案内板や町会・自治会掲示板を流用できるかもしれない。文京区を歩くと、いたる所で旧町名の説明版を見かける。区外の私が見ても楽しい。観光ツールとしても有効かもしれない。まちを知る別のツールとして、町丁目単位のまちの特徴(魅力)一覧表が、ネットでアクセスできると良い。</p>	1	<p>区では、観光ボランティアガイド事業を実施しており、区内のまち歩きに同行し、旧町名やその地域の歴史等を交えながら北区の魅力を紹介しております。また、北区観光ホームページや観光ガイドマップなどの媒体を活用し、情報発信に努めております。</p> <p>今後もさらなる内容の充実に努め、地域の魅力や観光スポットを紹介し、地域への誇りや愛着の醸成を図ってまいります。</p>
49	<p>西ヶ原一里塚の保全に尽力した渋沢栄一のゆかりを活かしたまちづくりを行う北区が、十条富士塚を削るのは矛盾している。</p> <p>富士横丁と83号線の合流形状を見直し、富士横丁で削られた富士塚部分を復活させることを望む。</p>	1	<p>これまでに十条富士塚については、東京都北区文化財保護条例に基づく審議会に図りながら確認を行ってまいりました。</p> <p>現状の十条富士塚は、崩落の危険があることから一度解体し、安全性を高めた形で元の形状を基に再整備いたします。</p> <p>また、富士横丁で削られた部分は記録などが無くどの</p>

			ような形状であったか不明であるため、復元が難しいことから現状の十条富士塚の形状で再整備いたします。
50	遺跡を記録してこわしてといった前近代的なことをやめ、遺跡を日常的に使う等、生かしたまちづくりを。	1	遺跡は、文化財保護法のもとに保護を前提としておりますが、現在の生活に支障が生じ、やむを得ないときに記録保存をしてから工事等を行います。発掘の成果は博物館の展示や講座などで広く活用してまいります。

2-4 「生涯学習の推進」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
51	社会教育登録団体と学校（部活動）との橋渡し 同じ分野で活動する社会人と学生が交流できるように区が橋渡しを行う。これは、いま学生が関心を持っている分野で、将来に渡り活躍するフィールドの提供になる可能性がある。たとえば自然環境団体と学校の生物部、北区郷土史団体と学校の歴史研究会など。学校の方針には配慮しつつ、互いにメリットとなる交流のきっかけづくりを期待したい。	1	いただいたご意見は大変重要な観点と認識しており、現状でも高校や専門学校を中心に学校の部活動、学生が文化センターの広報誌づくりや講座、イベントにかかわっている事例がございます。今後とも生涯学習を通じた世代間の交流をめざし、文化センターを仲立ちとして、学生と、社会教育団体で活動する社会人との交流を促していけるような方策を検討してまいります。

2-5 「生涯スポーツの推進」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
52	基本方針（2）参加機会の拡充（P98）、区（行政）の役割（P99）、現状と課題（P99）、「障害の有無に関わらず」を「障害の有無、人種、性別、性的指向、国籍に関わらず」とすること。	1	ご意見について、参考にさせていただきます。区では、多様な個人的属性、ライフスタイル、価値観を持つ区民が、相互の多様性や異質性を認めあい相互に共生し合うという考え方に基づく、スポーツを通じた共生社会の構築は、これからのスポーツに課せられた重要な役割であると考えております。ご意見の「障害の有無に関わらず」は、「基本計画 2020（案）」では、「障害者スポ

			<p>「一ツの推進」の具体的な取組みの一つとしており、障害者スポーツに親しむ環境を整備し、障害者のスポーツ実施率向上を図るとともに、障害のある方とない方の相互理解を図っていくというものです。</p>
--	--	--	---

2-6 「未来を担う人づくり」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
53	<p>北区は学区が固定されていますが、渋谷区のように学区希望選択性を導入すれば北区から出ることなく希望の学校に子を通わせることができ、子育て世帯の定住化、転入増につながるのではと考えます。</p>	1	<p>区では「地域の子どもは地域で育てる、地域で守る」という視点から指定校制度をとっております。また、「学校ファミリー構想」に基づき、通学区域の重なる幼稚園・小学校・中学校がネットワーク（サブファミリー）をつくり、情報交換、授業交流、合同教員研修等様々な取組みを行っております。</p> <p>このように指定校制を維持するなかで、学校ファミリーを基盤とし、学校、家庭、地域社会の連携を深め、質の高い教育を推進することで子育て世帯の定住化を図っております。</p>
54	<p>桐ヶ丘郷小の建替の土地の確保をしてほしい。都と区で学校用地の協議をして下さい。居抜きはダメです。元々建替土地確保して新しく建てる約束です。子ども達楽しみにしてました。</p>	1	<p>個別の改築校については、現在策定中の「北区立小・中学校長寿命化計画」等に基づき、原則として建築年次の古い学校から、地域バランスや児童生徒数の推移等を総合的に検討したうえで決定してまいります。</p>
55	<p>桐ヶ丘郷小は建替すべき、用地を都と相談すべき。北区の防災拠点として学校を整備すべき居抜きは良くない。元々建替の話はどうなったのか。</p>	1	<p>桐ヶ丘郷小の改築・改修計画が具体化した際には、良好な教育環境を確保できるよう努めてまいります。</p>
56	<p>赤羽台団地の旧 33～38 号棟跡地に、赤羽台西小の建替用地を求め、現用地と交換して西小を新しく建設し、現学校で授業をつづけながら小学校建替</p>	1	<p>旧 33～38 号棟跡地については、区が都市計画決定した「赤羽台周辺地区地区計画」に基づき、UR 都市機構が賃貸住宅を整備する計画であり、区も地区周辺の良</p>

	<p>工事が進められるようにして下さい。</p> <p>又、高齢者あんしんセンターを常設してください。さらに介護老人ショートステイ施設を併設して、団地全住戸の緊急連絡センターを設置して下さい。</p>	<p>質な住宅ストック形成のため計画を促進する考えです。</p> <p>なお、区立赤羽台西小学校の教育環境充実のため、当該跡地の一部について区はUR都市機構に譲渡を要望しております。</p> <p>これにより、児童の動線や敷地内の施設配置等、設計の自由度が広がることとなります。また、校庭部分に新校舎を建設する居ながら改築も可能になることから、児童の負担軽減策の一つとして、仮移転しないという選択肢が増えると考えています。引き続き、良好な教育環境を確保できるよう努めてまいります。</p> <p>高齢者がより身近な地域で相談や必要なサービスを受けることができるように、区では17の圏域を設定し、各圏域のなるべく中央に高齢者あんしんセンターを配置しております。</p> <p>赤羽台団地跡地がある地域は、桐ヶ丘やまぶき荘高齢者あんしんセンターが担当しており、またヌーヴェル赤羽台に出張窓口を設置しているため、必要な支援体制はできていると考えております。また、ショートステイについても、桐ヶ丘やまぶき荘高齢者あんしんセンターがある特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘で対応しております。</p>
--	--	--

2-8 「男女共同参画社会の実現」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
57	パートナーシップ制度を導入してほしいです。	1	性的少数者の人権尊重のため、パートナーシップ認証制度を導入している自治体があることは承知しておりますが、性自認や性的指向の多様性への理解を深めるため

			<p>の正しい知識を身につけるための啓発がまず必要であると考えております。</p> <p>パートナーシップ認証制度については引き続き調査・検討を進めてまいります。</p>
58	<p>基本計画の中で、LGBTを含む性的少数者、SOGI（性的指向・性自認）に関しては、理解・啓発に留まっておりますが、支援策や支援事業を行ってください。既に困っている人達が存在する状態で、知って貰うだけでは明らかに不足しています。今、助けて欲しいと、願っているのです。</p>	1	<p>「基本計画 2020（案）」において、LGBTを含む性的少数者、SOGI（性的指向・性自認）に関しては、周知・啓発を行うとしておりますが、「第6次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）」においては、課題として「性の多様性の理解促進」を掲げ、取り組みとして「性の多様性の正しい理解のための意識啓発」及び「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）の相談体制の充実」を掲げており、支援を実施する予定です。</p>
59	<p>北区基本構想「男女平等の意識づくり」という表現が見られますが、多様性が叫ばれる昨今において、性別を男女という表現はそれ以外の性を自認する全ての方を否定している様な印象を受けるので、相応しくないと思われま。また、セクハラという表記も誤解のない様、男性⇄女性だけを想定しているのでは無いことをきちんと明記いただければと思います。他人のセクシャリティを本人以外の者が言いふらすアウティングについては、禁止を明記していただければと思います。</p>	1	<p>「北区基本構想」では、多様性社会の推進に向けた取り組みを推進するための施策を「2-7グローバル時代のまちづくり」に位置づけ、男女という性に関する施策を「2-8男女共同参画社会の実現」としております。</p> <p>基本構想の改定の際には、様々なご意見を参考にしながら、策定に向けて設置する会議体や議会での議論を踏まえて、策定してまいります。</p>
60	<p>北区基本構想にある「男女平等の意識づくり」に「多様性社会」にかかる文言を追加してください。例「男女平等および多様性社会の意識づくり」など</p>	2	
61	<p>多様性に障害の有無、未婚・既婚、セクシャリテ</p>	1	<p>「2-7グローバル時代のまちづくり」において、多様</p>

	ィ、年齢、国籍、文化等人によって考える多様性の言葉の定義の捉え方が全く異なる為、北区が想定している“多様性”を一覧表等で詳細を入れていただきたい。		性社会とは、人種、性別、年齢等に縛られることなく、個人がその人らしく生活し、まわりの人も認めあうことができる社会と記載しております。
62	基本方針（3）男女の仕事と家庭の両立支援（P119）に「働く場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラ等の防止」に「SOG Iハラ」を追記する。 例：「セクハラ・パワハラ（SOG Iハラを含む）・マタハラ等」など	2	「SOG Iハラ」については、働く場における様々なハラスメントとして「等」に含むと認識しており、趣旨は踏まえていると考えております。
63	施策の方向（1）男女平等の意識づくり②多様性への理解促進（P121）に「多様性への理解促進」の文言に「性の多様性」にかかる文言を追加する。 例：「性の多様性への理解促進」など	2	「多様性への理解促進」の中には、「性の多様性への理解促進」も内包されており、「性」のみに限らず、広い意味での多様性への理解促進をめざすべきと考えております。計画事業「多様性の理解促進」では、「多様性社会の推進に向けた取組みの一つとして性の多様性の理解促進に向け～」と記載しております。
64	施策の方向（2）男女共同参画の推進①男女共同参画の推進（P121）にSOG I（性的指向・性自認）に関する支援も明記。	2	施策の方向（1）男女平等の意識づくり②多様性への理解促進に記載しております。まずはSOG I（性的指向・性自認）という概念の普及・啓発に取り組んでいきたいと考えております。
65	施策の方向（3）男女の仕事と家庭の両立支援①ワーク・ライフ・バランスの推進（P121）に介護・看護による離職防止に向けた啓発・理解推進・支援に取り組むことを明記。	1	「第6次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）中間のまとめ」において、課題「子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援」に対する施策の方向として、「介護・看護をサポートするしくみ」をあげており、その中で取組みについて具体的に記載しております。

3-1 「計画的なまちづくりの展開」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
66	現在都区が行っているまちづくりは「惨事便乗まちづくり」「祝賀資本主義まちづくり」「消毒まちづくり」といわれるものが主になっている。住民主体の修復型まちづくりに転換すべきだ。	1	まちづくりに関する総合計画である北区都市計画マスタープラン2020（案）（以下「都市計画マスタープラン」と言います。）では、様々なまちづくり手法の活用可能性を検討し、効果的に組み合わせていくことで、各地区の特性に応じたまちづくりを推進するものとしております。地域の課題解決や実情に応じて、改造型や修復型等のまちづくりを選定するものと考えますが、いずれの場合においても、区と区民の協力による協働のまちづくりを推進してまいります。
67	改造型のまちづくりではなく、修復型のまちづくりに限定すべき。	1	
68	高齢者にとっては住環境の変化が健康にも深刻な影響を与えうることから、強制性のない手段によるまちづくりにすべき。	1	
69	以前のまちづくりブロック構想のほうがまっとうであり立ち返るべき。	1	昭和61年策定の「北区都市整備構想」や各地区の「まちづくりブロック構想」は、「北区都市計画マスタープラン2000」の策定により、再編・見直しを行ってまいりました。これは、少子高齢社会の進行や地球環境への配慮、福祉に配慮したまちづくり、阪神・淡路大震災を契機とする災害に対する備え、さらには地方分権の推進など、新たな社会情勢の変化に対応してきたものと考えております。 本計画においても、現在策定中の「都市計画マスタープラン」をはじめ、関連計画との整合等を図りながら、望ましいまちづくりを推進してまいります。
70	用途地域に関係なく、住居がある現代、職住近接の概念からも、全用途地域において居住地域と同じ日影等の環境規制を行うべき。	1	用途地域の指定は、市街地における用途の混在を防ぎ、めざすべき都市像の実現に向けて、地域特性や位置付けに応じた土地利用の規制・誘導を行っていく制度です。それぞれの用途地域の目的や利便性を捉えて、形態制限等の一定の規制を行っているところです。

71	既存の日影規制の手法では複数の建物から日影被害を受ける場合があり、長時間日照がないこともあるため、規制手法の見直しが必要である。	1	複合的な日影は、周辺の敷地単位による土地利用によって総合的に生じるものであり、法令に基づき一定の規制が行われております。
72	まちづくり条例が必要。	1	区では、「区民とともに」を基本姿勢として掲げ、区政を協働によって展開しています。「都市計画マスタープラン」においても、『人と人のつながり』をまちの魅力要素として捉え、多様な主体同士のつながりを活かした協働によるまちづくりを推進する。」としています。こうした考え方は、まちづくり条例の主旨とも合致しているものと捉えております。
73	脳卒中後遺症片マヒ等の障害者や高齢者は歩行が不安定でビル風突風が転倒、場合によっては死をもたらし、もっとも危険で厄介なバリアです。日本各地の対策事例を見ても決定打と言えるものがない以上、発生原因を造らない事、即ち高層建物を制限する事が、唯一の確実な方策だ。	1	「都市計画マスタープラン」では、土地利用の基本方針については、めざすべき都市像の形成に向けて、拠点育成と土地利用誘導の観点から整理しております。土地の高度利用に関しては、各地域の特性に応じて適正な規制や誘導を推進すること、超高層建築物は道路や広場等の市街地環境の向上に資する計画に誘導するとしております。一方、高層マンションでは、住環境や維持管理面、コミュニティ形成等についての特有の社会問題として指摘されていると認識しておりますが、現段階においては国、東京都、他自治体の動向に注視し、調査研究に努めてまいります。
74	川崎市議会の審議の中で、超高層住宅は、高炭素であることが明らかになった。低炭素社会実現のため、タワマン規制が必要。	1	
75	高層建築物の建築は禁止すべき	1	
76	超高層は、土地の高度利用ではなく、濫用のレベルだ。	1	
77	高層居住には、高層住宅シンドロームともいうべきものが学術誌で報告され確定している。タワーマンション建設を制限し、社会保障費が増えないようにすべきだ。	1	
78	英国のように5階以上の高層居住は、身心への	1	

	悪影響（とりわけ子供への）があることと共に子供のいる家庭は居住をさけるよう広報すべきだ。		
79	高層住宅、大型住宅等、ゲーテッドシティ化しているものは、救急隊の到着は、時間がかかるため、救急率が低い。	1	
80	桐ヶ丘一丁目は65才以上が50%を超えている。限界集落となっている。 また公営住宅が多い。こういった住宅の特性上高齢者、障がい者などが一般の賃貸住宅に比べ割合は、とても多くなっている。開発を急いでほしい。	1	都営桐ヶ丘団地については、東京都による建替計画に基づき計画的に事業が進んでおります。桐ヶ丘団地に限らず住宅団地においては、高齢化の傾向が顕著のため、地域活性化等の観点から事業者には多様な世代が住むことができる良質な住宅の整備を求めているところです。
81	桐ヶ丘一丁目6-1の場所はもう少し所得のある人が住める住宅の建設を都と協議してほしい。今の公営住宅のままだと若い世代が桐ヶ丘に入っていない。都営住宅など建てて地域活性化を。	1	
82	桐ヶ丘中前の土地も早く何か建ててほしい。	1	ご指摘の土地の一部については、現在保育園として活用しております。残りの敷地についても、都営桐ヶ丘団地建替計画の進捗等を踏まえつつ、必要な施設・機能について検討してまいります。
83	桐ヶ丘診療所とコープは桐ヶ丘の今の場所の地区にしてほしい。	1	平成28年に東京都がまとめた「桐ヶ丘団地建替計画（第6期）」では、ご指摘の街区には都営住宅の建設が計画されております。区としては、引き続き、建替計画の進捗にあわせた従前の団地居住者の方々の生活利便性の確保についても求めてまいります。
84	石神井川（王子駅付近～隅田川合流地点）について、川がきれいになり様々な魚たちが泳ぎ回る姿をみんなが見ることができる。そんな街づくり	1	1. 東京都が、週に2回ごみと一緒にスカムを船で回収しております。高圧放水による沈降で臭いの発生が抑えられているため、スカムへの高圧放水は有効な対策と認

	<p>を期待しています。 特にこれからの子供達には心のゆとり等備えた人に成長してほしいと願っています。</p> <p>1. スカム除去の強化 スカムの浮上時期、季節、時間等は潮の流れ等からある程度特定できるものと思います。活動報告の中では、「高圧放水による浮遊物の沈殿作業の状況」が記載されていますが、沈殿だけでなくこの時間帯に回収船を出して除去は出来ないのでしょうか。</p> <p>2. 河床浚渫工事 汚染物質の堆積しにくい河床形状にするための工事のあと、大小の石を投じて水質改善することはできないのでしょうか。よそのきれいな河川でよく大小の石が布石されているのを見ることがあり、予算等検討事項は多々あるかとは思いますが石の投入は効果がないのでしょうか。</p>		<p>識しております。</p> <p>2. 王子桜橋から下流側は水の流れが極めて小さいため、石を敷設することにより、河床に凹凸ができ、スカムの原因となる汚濁物質の堆積を促進する恐れがあります。</p> <p>臭気対策については、ご提案いただきましたような多角的な視点から、引き続きの検討を進めてまいります。</p>
85	<p>【058】王子駅周辺のまちづくりについては「王子駅周辺まちづくりランドデザイン」にその方向性が定められているが、「ランドデザイン」の策定過程に近隣住民の参画の場がなかったのは遺憾である。今後の計画検討に当たっては、北区の都市計画行政が調整役となって、区民・利用者参画によるワークショップを行い、区民意見を反映させる必要がある。また、王子駅はJR・都電・東京メトロに加え、都バス・コミュニティバス・高速バスなど多くの公共交通の結節点とな</p>	1	<p>「王子駅周辺まちづくりランドデザイン」の検討にあたっては、地域代表として、王子駅周辺の町会・自治会からの代表のほか、商店街等産業団体からの代表等により構成する、ランドデザイン策定検討会にて検討を重ねてまいりました。</p> <p>現在、王子駅周辺のまちづくりの将来像や方向性を示したランドデザインの実現に向けて、先行実施地区として王子駅前を中心としたエリアの整備計画の検討を進めております。</p> <p>計画の策定にあたっては、区民・利用者が参画するワ</p>

	<p>っていることを十分考慮し、都市側だけでなく駅そのものの利便性向上にも寄与するよう、策定過程に区民や公共交通利用者・事業者の参画も得るよう努力すべきである。</p>		<p>ークショップについても、実施する方向で検討を進めております。</p> <p>また、交通結節点の機能強化や駅の利便性の向上を図ることができるよう、計画の策定にあたっては、JRや東京メトロ、東京都などの関係事業者と十分な合意形成を図ったうえで、関係事業者のほか、区民代表等により構成する検討会を設置して、検討を進める予定としております。</p>
86	<p>【060】十条駅周辺のまちづくりについては、鉄道の高架方式による立体化、十条駅西口再開発、都市計画道路補助85号線の幅員、鉄道の側道の建設、高校・大学との連携や通学路の問題など、最近になり問題が山積している。このような時こそ、勉強会や他地域事例の視察等を行い、区民・利用者参画によるワークショップ等で対立意見を比較しあいながら協議していくことが大切である。北区は東京都に一方的に協力するのではなく、ブロック部会等の場を活用して住民意見を出し合い、住民の立場に立てできる限りの調整・交渉を進めて頂きたい。</p>	1	<p>十条駅周辺のまちづくりについては、「十条地区まちづくり基本構想」（平成17年10月策定・平成24年2月改定・平成29年3月修正）に定めたまちづくりの方針に基づき、十条地区まちづくり全体協議会を中心とした区民主体のまちづくり活動と並行して、区民と区の協働によるまちづくりを推進しております。</p> <p>駅周辺の様々な問題、課題については、今後もこの方針と取組みにより、効果的な改善を図ってまいります。</p>
87	<p>本格化するまちづくりの一層の推進として、十条駅付近連続立体交差事業や鉄道付属街路事業を推進することは、やめてください。この事業の経緯を知るにつけ、全く、区民とともに進められていません。説明会は行われたものの、噴出する反対意見に対して、黒塗りの資料等で、誠実な応答が見られません。十条駅西口の再開発事業につい</p>	1	<p>十条駅周辺のまちづくりについては、「十条地区まちづくり基本構想」（平成17年10月策定・平成24年2月改定・平成29年3月修正）に定めたまちづくりの方針に基づき、十条地区まちづくり全体協議会を中心とした区民主体のまちづくり活動と並行して、区民と区の協働によるまちづくりを推進しております。</p> <p>駅周辺の様々な問題、課題については、今後もこの方</p>

	<p>ても然りです。こちらは説明会すらなく、進められています。十条という町の本来持っている魅力を生かしたまちづくり事業、スクラップ&ビルドではない修繕的なまちづくり事業も可能なはずで</p>		<p>針と取組みにより、各事業主体等と連携して積極的に対応してまいります。</p>
88	<p>地域がそれぞれ個性を生かして町づくりを考えた時に、現在進めている「十条地域の町づくり」は「区民とともに」「きずなを大切に」「子育てするなら長生きするなら北区が一番」と区の基本的な考え方に沿ったものでしょうか。現在住み続けている人々を見て、町の雰囲気を感じて、子育てファミリー層や若年層は住みたいと思い、定住したいと考えるのです。そして現在住んでいるのです。この方々が住み続けながら自分の地域の町づくりを考えることが重要で、これから少しずつ十条地域は変化を続けてゆくことでしょう。しかし十条地域に住み続けている住人が変化をさせてゆくことが重要であり、優先されるべきことです。</p>	1	<p>十条地区のまちづくりを推進するために、「十条地区まちづくり基本構想」では、「区民とともに行うまちづくり」をまちづくり方針のひとつと定め、十条地区まちづくり全体協議会の活動を支援するなどの「協働のまちづくり」を進めております。</p> <p>今後も、この方針に基づき、地区全体のまちづくりを進めてまいります。</p>
89	<p>西口再開発について 高いビルや連立するビルのないのが十条です。39階建てのビルは世界の世相に反していませんか。早期に資金を回収するためですか。近隣の建物はビルの影で暗くなり、日照が悪くなり、ビル風が強く、排気ガスなど広い地域の環境を悪くするだけです。低い家屋に住む住民にとって見下されるのは気持ちのよいものではなく、いやなものです。自動車がビルの駐車場に入るときに歩道は</p>	1	<p>再開発ビルの日影の影響範囲については、法規制に適合しており、風環境についても、建物形状や防風植栽により、周辺への影響を抑えた計画となっております。また、再開発ビルによるその他の影響については、再開発組合が関係機関と協議のうえ適切に対応しております。</p>

	塞がれ、道路も渋滞しかねません。		
90	広場のタクシー駐車場は必要ありません。現在の広場は反対側に行くにもほどよい広さで中央に草木がある気持ちのよい広場です。日常生活では安くて、新鮮で便利な商店街が広場から続き、雨でもゆっくり買物ができて楽しめます。人通りがあるので孤立を感じないで店を見ながら散歩道にしているおとしよりも多いのです。この商店街は十条地域の人々だけでなく他区からの人々にうらやましがられる貴重な商店街です。	1	<p>十条駅西口駅前広場のタクシープールについては、需要予測に基づき関係機関と協議のうえ設置を計画しております。</p> <p>十条地区の商店街については、各商店街のご意見を伺いながら、商店街の今後の取組み等について支援してまいります。</p>
91	<p>補助 85 号線について</p> <p>埼京線の近くの 85 号線（バス通り）が朝・夕の限られた時間が混雑するだけで、拡幅する必要はないと考えます。JR 線沿いに駅に向かう道路を通勤・通学や歩行者用道路にして、もう一方の駅に向かう道路を自動車の出入りにすることで混雑が緩和され、危険も少なくなります。埼京線東口でバス通りに書かれた歩行者用の歩道の幅を広くすることで一度に大勢の人が渡ることができます。</p>	1	<p>東京都の「防災都市づくり推進計画」において、十条駅周辺は、重点整備地域に位置付けられており、補助 85 号線は一般延焼遮断帯に位置付けられております。そのため、首都直下地震の切迫性なども踏まえ、補助 85 号線は早期に整備していく必要があります。また、補助 85 号線は、第 4 次事業化計画の優先整備路線にも位置付けられております。</p>
92	<p>埼京線の高架化について</p> <p>高架化により、古くから住み親しんだ住民を立ち退かせて、「地域のきずなづくりをめざす」ことができるのですか。きずなは一朝一夕にできるものではありません。高架化で板状のものが目の前を塞ぎ、それが長く続くかと思うと気が滅入ります。他の場所の沿線は会社や飲食店のビルが立ち</p>	1	<p>連続立体交差事業は、踏切での交通渋滞の解消、道路と鉄道それぞれの安全性の向上、鉄道により分断されていた地域の一体化が図られる事業です。さらに、都市計画道路等の整備を併せて推進することで、安全で快適なまちづくりが実現します。構造形式については、事業主体である東京都が、事業的条件・計画的条件・地形的条件を総合的に判断して決定しています。</p>

	<p>並ぶ通りです。十条沿線は2階建ての家屋が多く居住地域です。側道を自動車道にすると駅東側の人々は踏み切りを渡って反対側に行くことにより、より困難で危険が生じます。高架下は風通しも悪く暗い場所になり空の広がりが見えにくくなります。住民のためではなく、JR会社と自動車を利用する人々のためと区のためですか。地下化にすることで立ち退きの人も少なく、側道の必要もなく、踏み切りもスムーズに渡れ、利点の多い地下化の計画をしていただきたいと要請します。地下化にできないのであれば、現在の状態のほうがより好ましいと考えます。</p>		<p>なお、鉄道付属街路については、引き続き、権利者の皆様への丁寧な対応に努めてまいります。</p>
93	<p>大きな買い物や娯楽を楽しみたいときは十条以外多くの場所があり、若い人々は住む場所と外出する場所、いわゆる地域を区別しています。十条は住み、眠り、休む日常生活に便利な地域です。補助73号線、十条西口再開発、補助85号線、埼京線の高架化と何百人の住民を立ち退かせるのですか。急激に新しく変える町づくりを急ぐのですか。町会で、この大事な問題を取り上げられることなく、皆様の意見を聞くことはありませんでした。区のブロック部会でも反対者の意見はどうなっているのでしょうか。意見を聞く会も何回も開いたというパフォーマンスですか。反対の意見が少なければ賛成者が多いとお考えですか。声を上げない人はこの計画に賛成ということではなく必要がないということです。十条地域に住んでいる</p>	1	<p>十条地区は、区の「都市計画マスタープラン」において、区内外から多くの人が集まる「にぎわいの拠点」の形成等を重点課題としているとともに、東京都の「防災都市づくり推進計画」においては、震災時に大きな被害が想定される整備地域に指定されております。木造住宅密集地域の改善による防災性の向上という観点からも、できる限り早期に補助73号線や再開発事業等の都市基盤施設の整備を推進する必要があります。</p> <p>なお、各事業においては、権利者の皆様の理解と協力が得られるよう、丁寧な説明と対応に努めてまいります。</p>

	子育てファミリー層や若年層が時間をかけて、自分たちの住みやすい十条地域にしてゆくはずで す。		
94	埼京線立体化アセスメントは、別の場所を全く 同じ速度、型名等の列車を同時刻に走るというデ ータラメなもので意見募集された。やり直すべき だ。	1	東京都の環境影響評価書は、連続立体交差事業の実施 が周辺環境に及ぼす直接的な影響について、調査、予測 及び評価をしたものです。 環境影響評価の手続きは、東京都環境影響評価条例及 びその他の関係法令等に基づき適切に実施されていると のことです。
95	埼京線十条駅付近での住民による騒音計を用い た測定で、新設の環境側道の東側に、高架化で騒 音悪化する地点が多数存在し、鉄道改良法に違反 することが明らかになっている。	1	
96	埼京線立体化アセスメントで選ばれた騒音測定 地点は、地域の中でも騒音が大きい場所ばかりで あった事が住民による騒音計を用いた騒音測定で 判明している。この様な中で、事業化は強行すべ きでない。	1	
97	十条のまちづくりは、都区が町会長や一部団体 の代表だけで構成されるまちづくり協議会、幹事 会で説明し、その場で了承され決定されてしま い、一般住民が参加発言できるブロック部会は、 単なる住民への通告の場になっているため、住民 の意見、提案は全く無視されてきた。	1	十条地区のまちづくりを推進するために、「十条地区 まちづくり基本構想」では、「区民とともに行うまちづ くり」をまちづくり方針のひとつと定めており、各ブロ ック部会では十条地区の各種まちづくりの取組みを逐次 報告するなどの情報共有化に努め、「協働のまちづく り」を進めております。 また、個別のまちづくり計画や事業については、各計 画・事業主体が、法令等に基づき十分に周知・説明して いると考えております。 なお、十条地区まちづくり全体協議会は、幹事会と各 ブロック部会により構成されており、幹事会では各プロ

			ック部会での要望・提案事項などについても協議しております。
98	十条まちづくり基本構想は、もともと住民の最大の要望である埼京線地下化を大前提につくられたものなのに、その前提を変える高架化を一方向的に決定し、それに合う様、パブコメにもかけず「時点修正」を強行した。改めて住民の意見集約、パブコメからやり直す必要がある。	1	平成17年10月に策定した「十条まちづくり基本構想」において、埼京線は「鉄道の立体化」としており、地下化を前提としておりません。 なお、現行の「十条まちづくり基本構想」は、平成24年3月の改定でパブリックコメントを実施し、平成29年3月は、時点における上位計画の改定、事業の進捗状況を反映し、修正したものです。
99	民間主体のまちづくりという十条再開発は、スケジュールありきで、分筆による同意者水増しや、区職員がウソ情報を流したり、「誤解」を生む表現だったという説明をして強引に事業が進められている。	1	再開発事業は、都市再開発法に基づき適切に事業が進められており、区としても事業者である再開発組合を支援し、連携を図りながら事業推進に努めてまいります。
100	十条の再開発を始めとするまちづくりでは、事務事業評価等で未同意者、反対者の理解を深めるなどとしていながら、聞こえてくるのは、区による強制力を使った事業手続の「円滑な進行」ばかりだ。	1	十条地区のまちづくりは、十条地区まちづくり全体協議会幹事会及びブロック部会等で、地域関係者等とまちづくりの方向性ならびに実施中の事業に関する事項について、協議しながら進めております。
101	十条駅周辺を都市中心拠点として位置付け、土地の高度利用や市街地再開発、埼京線の高架化などを推進することは、まちの「にぎわいとやすらぎ」の共存する環境を破壊する。	1	十条まちづくり基本構想において「にぎわいとやすらぎを奏でるまち — 十条」をまちの将来像として位置付け、駅周辺エリアについては、にぎわいの拠点の形成エリアとして各種事業を展開することとしております。 再開発事業及び鉄道立体交差事業等により、東西市街地が一体となった「にぎわいの拠点」を形成してまいります。
102	十条駅西口広場整備において既存樹木の維持保	1	十条駅西口地区の地区計画においては、都市計画との

	全を定めた地区計画を守り、交番脇のケヤキの大径木等の伐採を中止し、整備計画を見直すべきだ。		整合を図るとともに、緑豊かな街並みを形成するため、既存樹木の生育状況等も勘案し、緑化を推進してまいります。
103	十条駅西口地区自転車駐車場計画は大径木のケヤキを伐採するものになっており、地区計画に違反している。	1	
104	十条は、環七、補助 83 号線、補助 85 号線で囲まれた中が一種のトランジットモールとなっていて、その中まで侵入する車が少ないことがまちのにぎわいの源泉となっている。	1	現在の十条駅周辺は、自動車、自転車や歩行者の交通が輻輳する状況が頻繁に見られ、交通安全面において課題となっております。 今後、駅前広場を中心ににぎわいの拠点を形成するとともに、歩行空間の確保などにより、回遊性が高く、にぎわいの拠点にふさわしい商業圏の形成を目指してまいります。
105	【063】「浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進」については、駅前広場の舗装の劣化や歩行空間の狭さを解消し、バリアフリー化を進めて頂きたい。また、浮間地域は土地が低く、昔から水害の多い土地柄であることから、旧西浮間小学校跡地の利活用検討においては水害に対応した避難機能を持たせることを検討願いたい。	1	浮間舟渡駅前南側の広場空間整備については、学校施設跡地との一体的な実施を検討しており、歩行空間の確保とともに舗装やバリアフリー化にも留意した整備を検討してまいります。なお、北側の駅前広場は東京都が管理しており、歩行空間や車道を含む一体的なバリアフリー化整備に向けて、検討を進めております。 旧西浮間小学校跡地については、平成 19 年に跡地の利活用計画を策定したところですが、計画策定後 10 年以上が経過し、計画策定当時から社会情勢や周辺環境が変化しています。こうした状況も十分踏まえ、旧西浮間小学校跡地の本格活用については、利活用計画の見直しも含め、検討してまいります。 いただいたご意見は、検討にあたっての参考とさせていただきます。

3-2 「安全で災害に強いまちづくり」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
106	<p>桐ヶ丘郷小前に道路を拡充することと中央公園を増すのは反対。一方通行のままが一番安全です。</p> <p>子ども、老人、障がい者の多い地域だから車の往来増えてはとても困る。</p>	1	<p>ご指摘の区道の新設や公園の再編については、歩行者空間の確保等十分な安全対策と、快適でうるおいのある公園整備を東京都に求めてまいります。</p>
107	<p>86号はいらない。安心して生活できるように。</p>	1	<p>特定整備路線に選定されております補助86号線については、延焼遮断帯の形成のほか、災害時の緊急避難路や救援活動のための空間確保等、木造住宅密集地域の防災性を向上させるうえで、極めて重要な取組みであると認識しております。</p>
108	<p>公共防災船着場は防災上重要な施設で、かつ環境負荷の少ない平常時交通にも使える施設であるため、1箇所（志茂）のみでなく、浮間と堀船にも早期に整備して頂きたい。浮間は防災ステーションに隣接し災害時には重要性を増すことが期待され、堀船は新聞印刷工場の物資（印刷用紙や新聞）輸送を自動車から舟運に代替するためには必要なインフラである。また、防災船着場を災害時に活用するためには、物流や観光等の平常時活用を促進することが不可欠である。</p>	1	<p>公共防災船着場の整備は、東京都の「防災船着場整備計画」に基づき、計画的に整備を行っており、北区管理のものは、これまで4カ所（北区設置は3カ所）の防災船着場を設置しています。</p> <p>浮間、堀船の公共防災船着場については、船着場までアクセス確保等が必要なため、河川管理者（東京都）のテラス護岸にあわせて整備予定ですが、着手時期は未定です。</p> <p>また、公共防災船着場は東京都北区船着場条例に基づいて、災害時以外の平常時における水上バス等の利活用も目的として、設置・管理しております。</p> <p>いただいたご意見は、魅力的な水辺空間を形成するにあたっての参考とさせていただきます。</p>
109	<p>防災・温暖化で災害も増える、昨年のように1時間100mmの雨、又は強風に対して充分対応出来</p>	1	<p>東京都では、平成26年6月、総合的な治水対策を一層推進するために、「東京都豪雨対策基本方針（改定）」</p>

	る。その為の事前の強化をする。		を策定し、概ね30年後を目途に、区部75ミリ、多摩部65ミリの降雨に対応できるよう目標を定め、対策を進めているところです。また、目標を超える降雨に対しても、避難方策により、生命安全を確保するようにしていくとともに、甚大な浸水被害が発生している地域については、対策強化流域や対策強化地区として指定して、時間100ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨に対しても河川からの溢水を防ぐなど、効果を発揮させていくこととしております。 区としても、引き続き、国や都と連携を図りながら集中豪雨対策を推進してまいります。
110	立体地図の設置 不動産取引時に水害リスク情報の提供を義務化する動きがある。水は低いところへ流れ、過去に水害が発生した場所は、地形が変わらない限り今後も発生する可能性は高い。しかし現在は業者も区民もその情報を入手することは難しい。そこで水害リスクを一般区民でも簡単に認識できるよう、立体地図を作成し(視覚化)、地域振興室などの区施設に設置する。それを囲んで地域防災関係者がリスクを検討することにも利用できる。製作は区内工学系・デザイン系の学校へ依頼することも考えられる。	1	過去の浸水履歴については、区窓口での閲覧及び東京都ホームページでの公表を行っております。 また、洪水ハザードマップにより、想定最大規模降雨による浸水状況等を分かりやすく図示することで、水害リスク情報の周知を行っております。立体地図の設置については、他自治体の取組み等も参考にしながら、今後、研究してまいります。
111	防災対策について 防災対策のためということで大きな道路が必須条件のように言われていますが(73号線のように)救急車、消防車、パトカーと高性能で道路の事象による対応のできる車が	1	区では、自主防災組織に地域特性等に応じた消火ポンプ等を配備し、災害が発生した際の初期消火を行ってもらう体制をとっております。配備している防災資機材については、毎年委託業者による点検を実施しているところ

	あり、また消火器具も多種類あり、住民の2, 3回の練習で使いこなすことのできる威力のあるものもできています。その場所に合った備品や器具を備え、きめの細かい準備と点検に予算と人員対策を進めていただきたいと思います。建て替えや新築の家屋について防災での建築基準を守るよう監督、監視をお願いしたいと思います。		ろであります。今後とも、事前の準備を含めた対策の充実に努めてまいります。 また、建築基準法及び関係規定に基づき、法令を遵守するよう指導してまいります。
112	区の施設が入る建物は全て、「防災拠点となる建築物に係る機能継続ガイドライン（国交省）」等全て満たす様にすべきだ。	1	区内の公共施設は、建築から50年以上経過している建物が多くを占めており、当該ガイドラインに満たない建築物も多くあります。 防災拠点となる建築物は、大地震後に機能継続が必要なため、通常の建築物に比べ、より高い性能が求められており、その安全性は地域の防災力で重要であると考えております。 今後は、防災上の重要度を考慮したうえで、建築物の建替えや改修にあわせ、当該ガイドラインを踏まえながら改修してまいります。
113	区の消防活動困難区域の解釈は、6m以上の道路の同一地点からでは消防活動範囲が、災害時より日常時のほうが狭いという不合理なものであり、解釈を改めるべきである。東京消防庁は場合にホースの積み替えをしない。	1	沿道建築物の倒壊による道路閉塞の可能性を踏まえ、消防車通行可能道路の幅員が災害時と日常時で異なっております。 また、消防活動が可能な区域の根拠となるホース延長が消防車の平均であるのに対して、災害時には最大値を基準としているため、異なる区域の設定となっております。
114	不燃領域率と消失率の相関図は、出火率がパラメータとしてある。出火率は倒壊建物数、従って地盤の良し悪しに依存する。用いるときは出火率	1	不燃領域率は、東京都の「防災都市づくり推進計画」で、市街地の延焼性状を評価する一つの指標として用いております。不燃領域率の算定方法及び想定出火率を用

	も考慮すべきだ。		いた延焼性状との関係の考え方に関するご意見については、東京都に伝えてまいります。
115	国交省が認める「密集地における老朽建物建替えのための第3項道路指定」を積極的に採用すべきだ。	1	建築基準法第42条第3項の道路指定については、道路後退を行わない分の容積制限等の所有者への負担や、6m以上の道路への2方向の接続が必要条件となる安全上・防火上の課題のほか、これまで建築基準法第42条第2項の規定に基づき、すでに後退済の方々との公平性の観点など課題が多いと認識しております。
116	国土交通省も認める3項道路指定を積極的に行い、老朽住宅の建替えを進めるべきである。	1	災害に強いまちづくりを進めるため、密集住宅市街地の改善につながる方策の導入については、今後も検討を深めてまいります。
117	北区基本計画等の基礎にしている「北区民意意識意向調査」では、広幅員道路建設は、他のいくつかの防災策とセットの選択肢であるにもかかわらず、3位までにも入っていない。大型道路建設以外の防災まちづくりを行うべきだ。	1	「都市計画マスタープラン」において、木造住宅の密集地域の改善が重点課題となっている地区をはじめ、東京都の「防災都市づくり推進計画」において、震災時に大きな被害が想定される整備地域に指定されている地区等では、建物の不燃化を積極的に推進する、防災広場を整備するなど、大型道路の建設以外にも様々な防災まちづくり事業を展開しております。
118	補助86号線、補助73号線などが計画されていますが、それが、本当に防災上意味を持つのか、甚だ疑問です。大量の立ち退き者を出し、その住民の方たちの居住の権利を侵害しています。にぎわい、うるおいなどの言葉によりカモフラージュ、区民が何を言おうが、それは意味を持たないという横暴で、残念ながらふるさと北区という言葉は色あせました。民主主義のない、自治感覚のない北区であると、諦観すら覚えています。	1	特定整備路線に選定されております補助86号線、補助73号線については、延焼遮断機能の形成のほか、災害時の緊急避難路や救援活動のための空間確保等、木造住宅密集地域の防災性を向上させるうえで、極めて重要な取り組みであると認識しております。

119	<p>【073】「大規模水害を想定した避難行動支援事業」では、避難の判断を住民が自主的に判断できるようにすることが必要である。そのためには、気象情報の収集と読み方の習得、事前の備えも必要となる。避難行動計画の普及やマイ・タイムライン普及リーダー育成事業の中で推進して頂きたい。また、避難し一命をとりとめた後の復旧・生活再建については、まだまだ普及が不十分である。復旧・生活再建の取組には、水害被災地での災害ボランティア活動へ参加することが大変役に立つため、社協やNPO・ボランティアぷらざ等と連携して進めて頂きたい。</p>	1	<p>現在区では自助による防災力向上を目的にマイ・タイムライン普及リーダー育成事業を推進し、その中の区民向け作成講座にて防災情報・気象情報の入手方法について案内を進めております。また、今年度策定予定である「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」の中でも同様の内容の周知をしていく予定です。</p> <p>ご意見の通り、災害時のボランティアは復興の重要な力となることから、引き続き関係機関と連携して進めてまいります。</p>
-----	--	---	--

3-3 「利便性の高い総合的な交通体系の整備」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
120	<p>自然観察公園がけずられ道が出来ると聞いた。こんな時代だからこそ自然や環境は守るべきで道路は誰のために作るのか。</p>	1	<p>特定整備路線に選定されております補助 86 号線については、延焼遮断帯の形成のほか、災害時の緊急避難路や救援活動のための空間確保等、木造住宅密集地域の防災性を向上させるうえで、極めて重要な取組みであると認識しております。道路整備にあたっては自然環境への配慮を引き続き東京都へ求めてまいります。</p>
121	<p>コミュニティバスについて、イケバスの様な楽しいものを北区にも実装してほしい。</p>	1	<p>現在運行中のKバスでは、特別デザインの日乗車券を販売しているほか、区に縁（ゆかり）のある人物等をモチーフにした車両のデザインを検討しております。</p> <p>ご紹介いただきました事例は、参考にさせていただきます。</p>
122	<p>歩道橋は（赤羽台～桐ヶ丘一丁目をつなぐ）老</p>	1	<p>当該歩道橋の適切な管理等については、管理者である</p>

	<p>朽化進んでいませんか。中途半端な手入れなら撤去すべき費用対効果はいかに。</p>		<p>東京都に対し、必要に応じて働きかけを行ってまいります。</p>
123	<p>バスも多子は補助してほしい。お留守番させるのは今時ネグレクトになる。自転車（電動アシスト）についても補助してほしい。</p>	1	<p>北区コミュニティバス（Kバス）や路線バス（都営バスや国際興業バス等）は、「おとな」または「こども」1人につき、同伴する幼児（未就学児）2人まで無賃、かつ、乳児（1歳未満）は無賃で乗車できます。なお、北区コミュニティバスの運賃体系等については、北区地域公共交通会議の機会等を活用しながら適宜検討してまいります。</p> <p>区では、平成27年度に、国が1年限りで実施した緊急経済対策補助制度を活用した事業として「幼児同乗用自転車等購入費補助」を1年間実施しましたが、現状同様の事業を実施する予定はありません。</p>
124	<p>数年に一日だけ行う各種調査交通量を平均とみなし、誤差分散等も一切考慮しないで、まちづくりに使うのは、統計学的に間違っており、根拠とにならない。</p>	1	<p>具体的な事業内容を検討する際には、必要に応じて追加の調査を検討いたします。</p>
125	<p>道路計画の問題は既存の物の修理については当然ですが新設については必要なし。</p> <p>生活道路については自転車・人との別の道路とする、それが不可の場合、片側通行策にするなど工夫の必要あり。例えば、谷田川通りは、歩道が狭い、自転車も通り、非常に事故の危険あり。</p> <p>道路拡張の立ちのきで住民の負担は大きい。保証があれば良いではムリがある。</p>	1	<p>都市計画道路等は、都市の活力や防災性の強化、安全で快適な都市空間の創出等の観点から、計画的に整備を推進する必要があります。道路事業に伴って補償させていただく場合、生活再建については個々のケースにより異なりますので、用地を取得させていただく段階で丁寧に説明し、個別の相談に応じております。</p> <p>限られた幅員の生活道路において、歩車分離は難しい側面もあります。引き続き、関係機関と連携しながら、歩行者が安全に通行できる環境づくりを進めてまいります。</p>

126	北区としても都市計画道路計画の見直しを行い、必要に応じて東京都に働きかけることが必要。	1	区は東京都と協働して、今後とも必要な都市計画道路の整備を着実に進めるとともに、社会経済情勢や道路に対するニーズの変化等を踏まえ、都市計画道路の不断の見直しを行ってまいります。
127	無電柱化ではなく、電柱を利活用した日除け幕の設置、ミスト装置や消防設備の設置、電柱間を結ぶ連結送水管の設置等をすべき。	1	区では、「北区無電柱化推進計画」に基づき、安全で快適な歩行空間の確保、都市防災機能の強化及び良好な都市景観の創出等、良好な住環境の形成を推進するため、無電柱化に取り組んでおります。
128	地下空間方式の駐輪場は建設費が高く、入庫に時間がかかるので、安価で入出庫も早く利用者の安全性・利便性の高いオートリターン方式のほうがよい。	1	自転車駐車場の整備にあたっては、立地や施設規模等を考慮しながら、適切な整備内容を個別に検討しております。
129	十条駅付近の85号線拡幅は不要。	1	東京都の防災都市づくり推進計画において、十条駅周辺は、重点整備地域に位置付けられており、補助85号線は一般延焼遮断帯に位置付けられております。そのため、首都直下地震の切迫性なども踏まえ、補助85号線は早期に整備していく必要があります。また、補助85号線は、第4次事業化計画の優先整備路線にも位置付けられております。
130	【079】(仮称)旧北王子支線跡地遊歩道は、舗装せずにレールと枕木を残し、トロッコ等も走行できる空間として活用して頂きたい。レールの維持管理をボランティアで行えば、都内随一の鉄道観光スポットになるだけでなく、工事コストの削減と区民参加型の観光の両立を図ることもできる。レールを残しボランティアで維持管理している事例は全国の地方部に数多くある。	1	旧北王子支線跡地は、鉄道の面影を残した遊歩道としての整備を行ってまいります。いただいたご意見は参考にさせていただきます。

131	<p>電柱の無電柱化を桐ヶ丘もしてほしい。桐ヶ丘コープ側で植物の手入れがされていなく、つるが電柱にからまって危険だったことがある。</p>	1	<p>「北区無電柱化推進計画」に基づき、順次整備を進めてまいります。</p> <p>ご提案いただいた桐ヶ丘地区については、今後、計画見直しの際に、他地区の路線も含め、総合的に検討してまいります。</p>
132	<p>【082】「鉄道駅エレベータ等整備事業」は、「駅周辺へのエレベータ等の整備」と連動させ、駅内外を円滑化された経路で連続的に結ぶことが目的である。交通バリアフリー基本構想や王子駅まちづくり基本構想の一環に位置づけ、区民参画による駅周辺のまちづくりと連動した整備を求めるものである。</p> <p>また、京浜東北線2駅を含む全駅へのホームドアは、転落防止や慢性的な列車遅延防止対策として、整備の優先順位を上げて頂きたい。</p>	1	<p>鉄道駅のホームドア設置について、JRでは2032年度末頃までに東京圏在来線の主要路線全駅にホームドアを整備していくこととしております。</p> <p>引き続き、関係機関と連携しながら事業を推進してまいります。</p>
133	<p>区内交通手段の確保として、地域公共交通計画の策定が始まっているが、地域公共交通会議の「住民または利用者代表」に町会自治会連合会や商店街連合会など地縁団体の代表しか入っておらず、いわゆる「利用者」代表としては不足である。区内在学の高校生や学生、障害者団体、交通関係の市民団体、一般公募委員を入れ、実際に利用する人の意見を反映できるようにすべきである。</p>	1	<p>北区地域公共交通会議の構成員の区民代表の選定については、近隣区の構成員を参考にしながら「北区町会自治会連合会会長」「北区観光協会会長」「北区商店街連合会会長」「北区シニアクラブ（老人会）連合会会長」の4名に委嘱をしました。</p> <p>また、「北区地域公共交通計画」を策定するにあたり、区民の皆様のご意見を幅広く伺うため、令和元年度にアンケートを実施いたします。</p> <p>今後、具体的な運行ルート等の事業計画を取りまとめた後、北区バリアフリー基本構想推進協議会の障害者団体の皆様からもご意見を伺ってまいります。</p>

134	【086】「総合的な自転車活用の推進」の中にある「自転車活用推進計画」の策定に当たっては、世田谷区など幾つかの区で既に導入が図られ成功している都市型レンタサイクルの導入を事業化して頂きたい。	1	自転車活用推進計画の策定に向けては、いただきましたご意見等も参考にしながら検討してまいります。
-----	---	---	---

3-5 「快適な都市居住の実現」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
135	優先課題の一つ「長生きするなら北区が一番」に関してですが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、高い家賃では出来ません。都営住宅の増設を東京都に要求し、区営住宅の建設や家賃補助制度など計画して下さい。	1	都営住宅については、東京都の方針により、現状の戸数を維持していく方針と聞いております。また、区営住宅については、今後、建替え・集約を行う予定ですが、増設する予定はありません。なお、家賃補助制度については、今のところ実施の予定はありませんが、北区居住支援協議会において、住宅確保要配慮者に対するの支援策を協議・検討してまいります。
136	区分所有住宅は、無限の人口増加を前提としない限り、建替は非常に困難というのが住宅、マンションの専門家の共通理解となっている。区分所有型のマンション建設は、制限すべきだ。	1	いわゆる分譲マンションについては、建替え等の課題があることは認識しております。そのため、区分所有者や管理組合を対象に、分譲マンション管理相談等を実施し、専門家による相談やアドバイスを行っております。今後も、国や他自治体での施策等に注視しながら、快適な都市居住の実現に努めてまいります。
137	最新マンションを古い戸建てと比較するのは意味がない。比較するなら、同じ古いもの同士、新しいもの同士を比べて居住性建替困難性を論じるべきだ。	1	いただきましたご意見については、今後の住宅施策を検討していくうえでの参考とさせていただきます。

138	<p>シルバーピアが半分以上占める住宅では号棟の運営が大変、役員成り手不足とファミリーの人が苦勞する。</p> <p>ワーデンの支援内容拡充してほしい。高齢者がルールを守らず、役員もしてくれない。このままでは高齢化が進みすぎて住宅の住民に寄る管理が厳しく運営ができなくなってくる。(都住)シルバーピアの資格のない方が住んでいる。</p>	1	<p>都営シルバーピアについては、JKK（東京都住宅供給公社）が管理をしております。いただきましたご意見については、JKKへ情報提供いたします。</p>
-----	--	---	--

3-6 「うるおいのある魅力的な都市空間の整備」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
139	<p>【091】「景観まちづくりの推進」において、今後指定する景観形成重点地区のうち1地区は、飛鳥山公園・都電・音無親水公園・JR王子駅周辺の地区として頂きたい。ここは、「北区景観づくり計画」で4つの「景観形成方針地区」がすべてだぶる場所であり、飛鳥山のアスカルゴの隣を都電が走り、その下には音無親水公園が広がり、新幹線とJR王子駅が交差する、まさに北区のシンボルといえる場所である。景観に関する各種アンケートでも、これらの景観資源は常に上位に挙げられている。</p>	1	<p>今後指定する景観形成重点地区については、景観形成方針地区の地域の皆様との話しあいを進めながら、景観意識の醸成を図りつつ、具体的な地区を選定してまいります。</p>

140	<p>【099】「水辺空間を利用したにぎわいの創出」のうち、荒川緑地（豊島ブロック）は、「荒川将来像計画 2010 推進計画」では全域が「自然系ゾーン」に位置づけられている。隣接する足立区の河川敷は「新田わくわく水辺広場」が整備されたため、足立区側と連続した水辺の自然環境保全を主とした整備をして頂きたい。</p>	1	<p>荒川緑地（豊島ブロック）の整備については、「荒川将来像計画 2010 地区別計画【北区】」に基づき、敷地の北側約半分を足立区の新田わくわく水辺広場と調和した自然地の再生として検討してまいります。</p>
141	<p>その他の事業に『赤羽公園の整備』を是非追加して下さい。</p> <p>赤羽公園が完成して、半世紀地域住民の憩いの場として利用されてきたが、現在は整備がなされて無く公園機能見直し（敷石が剥がれ、デコボコで車椅子が通れない噴水の水が出ない・樹木や草木の手入れがされて無い等）が必要です。</p> <p>上記のような現状ですから、是非うるおいのある魅力的な都市空間の整備に『赤羽公園の整備』の追加』をお願いします。</p>	3	<p>赤羽公園の再生整備については、現在策定中の「北区公園総合整備構想」において、他の区立公園も含め、総合的に検討してまいります。</p> <p>いただきましたご意見・ご提案は、当該構想の策定や今後の維持管理の参考とさせていただきます。</p>
142	<p>赤羽公園の両側に洋式トイレの増設をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策の一つである ・子どもや高齢者利用しやすい ・（土）（日）などは区の催しやフリーマーケットなどの利用が多い・会館のトイレはこの時は混んでいる、など 	1	
143	<p>赤羽公園について、公園内の街燈を非常用として増設をお願いします。</p>	1	

3-7 「持続的発展が可能なまちづくり」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
144	事業を主体で分けて、アセスメント逃れをすることを許さないため、全ての計画が完成した場合を想定した環境影響評価を現時点で行うべき。	1	<p>区では、一定規模以上の事業の実施に際し、公害の防止、自然環境、歴史的環境の保全及び景観の保持等について適正な環境配慮がなされるように、「東京都環境影響評価条例」に定められた環境アセスメント手続の趣旨に基づいたうえで、運用しております。</p> <p>区内が環境に影響を及ぼすと予想される地域に含まれる事業については、北区環境審議会での諮問、北区議会への議事・報告等を経たうえで、環境保全の見地から区長意見を提出し、対応させていただいております。</p>
145	全ての公共事業において、区独自の環境アセスメントを行うべきである。	1	
146	<p>路上喫煙〇化</p> <p>路上喫煙は受動喫煙はもとより、喫煙者が手を下ろしたときのタバコの火がちょうど子供の顔あたりに来るため、幼い子を持つ親にとっては非常に怖い行為です。また、ポイ捨ては街の景観を損ねる上、いわゆる「ガラが悪い」印象を与えます。こういったことは子育て世帯の転出増、転入減にも影響していると思いますので、ぜひ千代田区などに続いて「北区は路上喫煙を撲滅する」と宣言してはいかがでしょうか。</p>	1	<p>区では、「東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例」に基づき、特に人通りの多い王子駅、赤羽駅、田端駅周辺を路上喫煙禁止地区として、喫煙場所を設け、それ以外での喫煙を禁止しております。歩きタバコ及び吸い殻のポイ捨てについては、北区内全域において禁止しております。</p> <p>現在、歩きタバコやポイ捨ての防止等喫煙マナーの向上を図るため、駅周辺での朝、夕の巡回指導を民間委託により行っておりますが、今後は、巡回指導の範囲を広げるなど、さらなる強化を検討してまいります。</p>

147	<p>ごみ集積所（ステーションも含む）について 現在集積所になっている家に対し何らかの対応を。集積所の管理は町会団体に任されていますが、実際には現在集積所をしてくれている家は集積所をやめたいと声を上げることが出来ないのが現状ではないでしょうか。利用しかしない世帯と比べ、あまりにも不平等ではないでしょうか。</p> <p>外国人の増加などで排出ルールを理解できない人も増え、大通りや駅へ続く道にある場所では、その地域に住んでいない人も通勤の際に利用したり、集積所は荒れがちで問題は山積みです。</p> <p>にもかかわらず、集積所を引き受けてくれている人たちは数字にすると少なく、以前行われた戸別収集に関するアンケート結果などでは「少数派」という括りにされてしまいます。</p> <p>集積所を引き受けてくれている家に対し、町会を通さず無記名でアンケートを取るなど、早急な対策が必要だと考えます。その結果、最終的に集積所を動かさない、動かさなくても問題はない、となるなら、それはそれで、地域に貢献してくれている功労者として、町会を通した対策金のようなものではなく、区から直接その世帯に謝礼を渡したり、区役所での手続きの順番待ちを短縮できるファストパス的な優遇をするなど、集積所をしてくださっている方に、何らかのプラスとなるものを考えていただけたらと思います。</p>	1	<p>区のリサイクル清掃事業の運営については、ごみ集積所や資源回収ステーションの場所を提供していただいている方や管理していただいている方をはじめ、地域の方々に多大なご理解・ご協力をいただいています。しかし、排出ルール違反や不法投棄等、管理運営上の問題が発生していることから、今後も引き続き、看板の設置や排出指導の実施等によりごみ集積所や資源回収ステーションの改善に努めてまいります。</p> <p>現在、滝野川地区全域で戸別収集を行っておりますが、地域の拡大については、収集運搬経費や区民ニーズ等を考慮して慎重に検討する必要があります。区民ニーズを把握する際は、ごみ集積所や資源回収ステーションの場所を提供していただいている方や管理していただいている方のご意見に留意してまいります。</p>
-----	--	---	---

3-8 「自然との共生」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
148	<p>施策体系の中に「生物多様性の保全」や「外来種の情報を共有できるしくみの検討」があるが、事業が【102】「持続可能な社会に向けた環境学習」のみである。今年度同時改定される「北区緑の基本計画 2020（素案）」では、ごく一部を「生物多様性地域戦略」を兼ねる形で策定しようとしているが、根拠法の生物多様性基本法や、上位計画の生物多様性国家戦略の趣旨をほとんど汲み取っておらず遺憾である。北区は昔から生物調査を熱心に行っており、生物のデータベースが整備されていることから、これを土台として「生物多様性地域戦略」の策定過程に様々な形での区民参加や普及啓発を図る形で進め、先駆的な取り組みをお願いしたい。</p>	1	<p>環境学習事業は、「生物多様性の保全」をはじめ、自然・みどりの分野や地球温暖化分野等、多岐にわたる分野へ展開していくことで、「持続可能な社会の担い手」を育成することとなり、その知識を地域に還元し、自然環境の保全・創出や環境緑化のさらなる推進を図っていくことが重要と考えております。</p> <p>「生物多様性地域戦略」は、基礎自治体である区市町村が最も身近な取り組みを担うという役割があるとされており、本戦略についても、区の特徴・役割に応じた内容で作成しております。今年度改定する「北区緑の基本計画 2020（素案）」において、すべての施策に、区の役割に応じた、生物多様性地域戦略に関する項目を含んでおります。</p> <p>区としては、今後展開する「緑の基本計画」における各施策に取り組む際、生物データベース活用しながら、区民とともに事業を推進してまいります。</p>

4-1 「区民と区の協働によるまちづくりの推進」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
149	<p>各種説明会等で住民は区の回答に対し、角度を変えて質問をしているのに、同じ回答を長々繰り返すので議論も深まらないし、疑問も解消しない。</p>	1	<p>説明会等の開催の際には、わかりやすい資料や説明に努めてまいります。また、説明会等の開催時期、内容、運営については、今回の実施結果をもとに検討し、改善を図ってまいります。</p>
150	<p>住民への説明に使った、文書図表等を開示請求がなくても積極的にネット等で公開すべきだ。</p>	1	

151	各種説明会等において出席者に対しては、質問は完結手短かにという一方、回答は長々とどく時間をかけ結果発言者を少なくしている。	1	
152	説明会では、配布資料を読み上げるのではなく、補足説明をすべき。	1	
153	住民への説明においては、普通の言葉こそ、定義を明確にして、誤解が生じないようにする必要がある。	1	
154	国交省は、説明会は公聴会の代替とならないとガイドラインで明記しているのに北区では全く開かれない、改善を求める。	1	区ではこれまで、重要な施策を進める際の公聴会や説明会の開催等、多くの区民の皆様が区政に参画できる機会を設けてまいりました。 今後も、区民の皆様への各種情報の提供を質的に向上させつつ、適宜提供するとともに、計画策定等に区民の皆様のご意見を反映させてまいります。
155	説明会について、よびかけなどに工夫が必要ではと感じました。出席にあたり『12/20号の北区ニュース』に目を通しておりましたのでもう少し内容が含んだ説明がほしい。 資料33ページにわたる計画案ですので、区分別に数回の会がほしい。1回参加しただけでは、この基本計画の内容について、しっかりとわかりませんでした。参加者も少なく、自治感覚がない状況は、非常に残念な状況。	2	今回の説明会については、各戸配付の北区ニュース特集号及び北区ホームページで周知を行いました。 「基本計画2020(案)」については、10年間で取り組む主要事業を示した長期総合計画であり、区政全般に及んでいることから、説明会では主要な事業の説明を行いました。 説明会の回数、内容、運営については、今回の実施結果をもとに検討し、改善を図ってまいります。
156	これまでのまちづくり協議会や前回の住民意見についても改めて検討すべき。	1	これまで区に寄せられたご意見についても、今後各事業を進める中での参考とさせていただきます。
157	年末から年度末の忙しい時に多数の案件の意見を募集するのは、提出する住民の事を全く考えていな	1	パブリックコメントについては、区民の皆様との協働を進めるうえで大切な制度であると考えています。

	い。「区民とともに」、「区民との協働」は単なるスローガンで魂が入っていない証拠である。		今年度のように計画策定の多い年度については、策定スケジュールの進捗状況により、複数のパブリックコメントが同時期に集中することがあります。 今後も、意見募集期間の延長、実施時期の見直しなど、さらに検討や工夫を重ねながら、ご意見を提出しやすい環境整備に努めてまいります。
158	パブリックコメントの要約、まとめ方が、課によっても、同じ課でもその時の責任者、担当者によって大きく異なり、提出者の意図が消えてしまったり、どこにまとめて集約されたのか分からないものもある。改善が必要だ。	1	パブリックコメントの結果公表の際には、パブリックコメントでいただいたご意見を区民の皆様にはわかりやすくお示しするため、ご意見の主旨を十分踏まえたうえで要旨や類似意見を整理し、区の考え方をまとめてお示ししております。
159	板橋区では各種審議会会議録で発言者名も公開している。北区も公開すべきだ。	1	区では、附属機関等の会議の公開基準を定めており、附属機関等の事務局は会議概要を閲覧に供し、特に必要なものは北区ホームページ等で公表することとしておりますが、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれのある場合は、発言者の氏名を閲覧に供せず、かつ、公表しないこととしております。
160	庁内会議の会議録等も開示請求を待たず、積極的に公開すべき。	1	職員のみによる庁内会議の内容は、未成熟な情報である場合が多く、こちらを公開すると区民等の混乱を招き、意思決定の中立性が損なわれることが想定されます。ただし、このような場合に該当せず、かつ、区民等に積極的に公表すべき必要性があるものについては公表していくものと考えております。

161	中央区等の様に数年毎の事務事業評価はパブリックコメントにかけるべきだ。現状は、単なる自己評価のお手盛で、第三者の評価が全く入っておらず問題だし、意味がない。	1	事務事業評価については、広く区民の皆様に事業の評価内容を明らかにするために、各図書館や地域振興室及び北区ホームページ等で公開しております。事務事業評価についてのパブリックコメント及び第三者評価については、実施している他自治体の実施方法や課題について、研究してまいります。
162	東洋大との連携を生かすなら、先進的調査研究結果を積極的に活用すべきだ。	1	学校法人東洋大学とは、平成23年6月に連携協力に関する包括協定書を締結しました。また、令和3年4月にはライフデザイン学部が赤羽台キャンパスへ移転し、その後、令和5年には福祉社会デザイン学部及び健康スポーツ科学部への改組が予定されていることを見据え、さらなる連携事業の充実を図るため、平成31年2月に包括協定推進に関する覚書を締結しました。具体的な事業内容の協議にあたっては、いただきましたご意見等も参考にしております。

4-2 「計画的・効率的な行財政運営の推進」について

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
163	桐ヶ丘分室がなくなってとても不便である。	1	分室が統合されたことで、税等の納付や証明書の取得に関するご意見もいただいております。納付については、金融機関やコンビニエンスストアで納付できることを、また、住民票の写しや課税・非課税証明等の証明書については、郵送請求できることやマイナンバーカードを取得することによりコンビニエンスストアで取得できることを引き続き周知してまいります。 さらに、マイナンバーカードについても、その普及に努め、新たな側面からの区民サービスのあり方を構築し

			<p>てまいります。</p> <p>なお、桐ヶ丘地区には高齢者の方が多いということや、他の地区と異なり近隣にコンビニ交付を利用できる店舗が少ないといったこともあり、公営住宅の手続きが集中する6月に臨時窓口を設置いたしました。</p>
164	<p>PFI等では、修繕、建設等費用が発生する時、それを品質と共に、確実に実行される様にする保証が重要。</p>	1	<p>PFI等を実施する際には、事業契約時に予想される責任、リスクの分類と公民間の分担や要求するサービス水準、民間事業者の責任履行に関する事項等を具体的かつ明確に規定するとともに解釈の齟齬がないように契約交渉（協議）を行い、民間事業者の責任、サービス水準の維持の明確化を行うこととなります。さらに、適切に事業が実施されているか施工管理やモニタリングを行うなど、事業の適正かつ確実な実施の確保に努めてまいります。</p>
165	<p>土、日、祝日、夜間もやっている区立施設である図書館を利用して、各種申請、交付の受け渡しをできる様にするが良い。</p>	1	<p>住所の異動等の住民基本台帳事務や戸籍に係る事務は、ご本人の状況の確認に資料や電子データの調査等が必要となる場合が通常のため、届出等の受付を行うには、情報セキュリティが図られたスペースと設備等が必要となります。いただいたご意見については、参考にさせていただきます。</p>
166	<p>AI等先端技術の活用は対人に対しては反対。 福祉分野、特に子供に対する分野は人間形成にも反対。</p>	1	<p>AI等の先端技術は、区民サービスの向上や業務の効率化を図ることが期待できるため、導入について検討してまいります。</p> <p>導入の検討にあたっては、人（職員）とAI等の役割分担はとても重要と考えております。AIの特性や人（職員）でなければならないサービス等を見極めながら進めてまいります。</p>

167	<p>【106】「新庁舎の整備」に関し、昨年行われたワークショップに参加したが、大変よい機会であったと感じている。今後は「王子駅前整備計画」とも連携させ、もう少しテーマを絞り込む形で区民ワークショップを繰り返し行い、整備内容に区民意見を反映して頂きたい。</p>	1	<p>「王子駅周辺まちづくり整備計画」と連携しつつ、ワークショップの結果を踏まえて新庁舎建設基本計画の検討を進める中で、具体的なテーマ、内容等をお示ししながら、引き続き、区民意見の反映に努めてまいります。</p>
168	<p>公共施設には、学校、病院、福祉施設、図書館等、交通弱者が利用する施設が多いため、【107】「公共施設の再配置」は行財政の視点のみならず、徒歩・自転車・公共交通との連動関係や、災害時の避難所機能や復旧活動拠点など都市計画の視点を踏まえる必要がある。</p>	1	<p>公共施設の再配置は区の重要な課題と考えております。区では、公共施設等を長期的な視点で、総合的・計画的にマネジメントしていくための基本的な方針を示した「公共施設等総合管理計画」を策定しておりますが、人口動向の変化や公共施設の長寿命化等、様々な環境の変化を踏まえ計画の見直しを行う予定です。今後も、中長期的な視点で公共施設のマネジメントを推進してまいります。</p>
169	<p>現在の公共施設は減より充実した増加を。 全体的区政の有り方は人が住み良いか、悪いかか問題であり、現在不足しているものが多い中でこれから先人口減を見込んでの統廃合はすべきではない。まして北区の場合は人口減ではなく諸事情により増加している事も大きな要素としていくべきでしょう。</p>	1	<p>多くの公共施設が更新の時期を迎えていますが、施設の建替えや改修には多額の費用を要するため、全ての施設を更新するための財源を確保することは困難です。そのため、施設総量を抑制し、将来負担を縮減するという視点も重要と考えております。</p> <p>公共施設の再配置は区の重要な課題であることから、区では公共施設等を長期的な視点で、総合的・計画的にマネジメントしていくための基本的な方針を示した「公共施設等総合管理計画」を策定しておりますが、人口動向の変化や公共施設の長寿命化等、様々な環境の変化を踏まえ計画の見直しを行う予定です。今後も、中長期的な視点で公共施設のマネジメントを推進してまいります。</p>

その他

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
170	各種施策の打出し、特にまちづくり関連においては、欧米の様にノーアクションプランを含め複数の案をその基盤とする考え、改善指標（なぜその指標を選んだか、等を含む）、費用などと併に示し、住民が選択できる様にすべきだ。	1	公園整備等においては、区民の皆様によるワークショップを開催し、設計を行うにあたっての前提条件等を説明させていただいたうえで、公園の空間配置や利用イメージ等を自由に検討していただくような取組みも実施しております。ご提案の手法を各種施策の検討に取り入れることは、課題も多いと考えておりますので、他自治体の事例等の情報収集に努めてまいります。
171	板橋区では地区図書館で各種審議会の会議録が審議用資料と併に閲覧できる。北区もせめて中央、赤羽、滝野川程度では行ってほしい。	1	行政情報の公開については、各部署の設置目的に依りて閲覧に供しているところです。図書館においては行政刊行物を主として収集・保存・公開するとともに、いただいたご意見を参考に今後も図書館の利便性向上に努めてまいります。
172	区政資料室で公開している資料は全て図書館でも公開を。	1	
173	各課には、作成、製本した資料が大量に置かれている。ネットを使えない区民には、配布してほしい。	1	区民の皆様に配布可能な資料は、各部署で配布しております。また、区政資料室（第1庁舎1階）や広報課（第1庁舎3階1番）では、東京都や他自治体等、区以外が作成した資料の一部を配布しております。 ご入用の資料がございましたら、各部署までお声かけください。 なお、配布資料によっては、有償の場合があります。
174	町会長や各界代表は、定期的に区と意見交換の場を持っている。各種審議会の公募委員は、一般住民をもっと多くし、大半を占めるようにすべきだ。	1	審議会などの会議体において、町会・自治会をはじめとした関係団体の代表だけでなく、公募委員の方など、多様な立場の方々によって検討いただくことは、区の施策や計画を策定するうえで重要なことと考えております。引き続き、審議会委員等への公募委員の参画を進めてまいります。